

生活(せいかつ)のしおり

宮川医療少年院

もくじ 目次

ページ

1	はじめに	1
2	いちにち せいかつ なが にっかひょう 1日の生活の流れ（日課表）	3
3	にゅういん じ きょういく きかん せいかつ ようりょう 入院時教育期間における生活要領	4
4	しゅうだんりょう せいかつ ようりょう 集団寮における生活要領	9
5	じゅんしゅじこう 遵守事項	14
6	ちようかい 懲戒	19
7	きょうせい きょういく もくひょう 矯正教育の目標	22
8	せいせき ひょうか よびてき しんさ 成績評価・予備的な審査	23
9	にゅういん しゅついん 入院から出院まで	27
10	ぼうさい こころえ 防災の心得	29
11	きょうせい きょういく 矯正教育	31
12	うんどう じかん よ か じかん けいかく がくしゅう 運動時間・余暇時間・計画学習	35
13	ほけん えいせい 保健衛生	36
14	いりょう 医療	37
15	めんかい てがみ 面会や手紙など	39
16	めんせつ そうだん 面接・相談	46
17	ぶつびん たいよおよ きゅうよ 物品の貸与及び給与	47
18	じべん ぶつびん こうにゅう さしい 自弁物品の購入・差入れ	49
19	じべん ぶつびん とう とりあつか 自弁物品等の取扱い	50
20	しょせき とう えつらん 書籍等の閲覧	53
21	しょう 賞	55

22	しゅうきょうじょう こうい 宗 教 上 の 行 為	56
23	じょうちょうさ ほ ご かんさつかんめんせつ じょうちょうさ いいんめんせつ 3 6 条 調 査 (保 護 観 察 官 面 接) ・ 2 5 条 調 査 (委 員 面 接)	57
24	しゅついでん しゅうようけいぞく 出 院 ・ 収 容 継 続	58
25	いそう 移 送	59
26	しゃかいふっきしえん 社 会 復 帰 支 援	60
27	たいいんご そうだん 退 院 後 の 相 談	63
28	くじょう もうしでほうほう 苦 情 が あ る と き の 申 出 方 法 に つ い て	64
29	ひがいしゃ かた かか せいど 被 害 者 の 方 に 関 わ る 制 度	69
30	しさついいんかい めんせつ 視 察 委 員 会 に よ る 面 接	71
31	こくみんねんきん 国 民 年 金	72
32	せんきょけん こうし 選 挙 権 の 行 使 に つ い て	75

にっかひょう
日 課 表

べってん きゅうたいよひんいちらんひょう
別 添 1 給 貸 与 品 一 覧 表

べってん じべんきよかぶつびんいちらんひょう
別 添 2 自 弁 許 可 物 品 一 覧 表

みやがわいりょうしょうねんいん いんか
宮川医療少年院 院歌

1

のぼ あさひ かみ じ あお
昇る朝日を 神路に仰ぎ
きよ なが みやがわ
清き流れに 宮川の
まな にわ わこうど
学びの庭に 若人われら
もゆるり そう さか
もゆる理想ぞ 旺んなる

2

あい めぐ て て
愛の恵みに 手に手をつなぎ
むね
胸にあふれる よろこびを
こころあ か わこうど
心明るく 若人われら
い き はげ
意気ははつらつ いざ励め

3

あお せい き
仰ぐひとみは 正気のかおり
つとめいそしみ ゆくところ
かお こころ わこうど
薫る心に 若人われら
じんせい ひ のぼ
ああ人生の 日は昇る

1 はじめに

(1) 少年院に入院した君へ

君は、今日から宮川医療少年院の院生としての生活を送ることになりました。この少年院には、君と同じような年齢の人がたくさんいます。入院の理由や社会での生活は、一人一人ちがいますが、今日からは、みんなと一緒に、再非行のない、よりよい生き方を学ぶため、集団生活を送ることになります。集団生活においては、決められた規則に従って、お互いを尊重し、協力し合って仲よく生活することが大切です。

この「生活のしおり」には

- ・この少年院では、どのような生活をしなければならないのか
- ・どのような規則が決められているのか
- ・入院から出院までの流れ

などが詳しく書かれています。

よく読んで少年院の生活を理解し、お互いが助け合って、明るく、規則正しい生活をし、一日も早く出院できるよう、努力してください。

(2) 少年院の目的

少年院は家庭裁判所で審判を受けて、「少年院送致」という保護処分が決まった人に対して、今までの間違った考え方や行動を改めるための教育を行う場所です。

そのためには、規則正しい生活をし、まじめに一生懸命に励む気持ちを養い、しっかり働き・学ぶという気持ちを身につけ、自分の問題点は何かを見つけ、それを改め、自分の良い点（長所）はさらに伸ばし、心も体も健康になって、同じ過ちを繰り返さず、社会の人たちに迷惑を掛けない人になれるように努力しなければなりません。

(3) 院生の心得

ア ひがいしゃ かぞく わす 被害者や家族のことを忘れないで、じ こ かいぜん つと 自己改善に努める。

イ しょくいん し じ すなお したが 職員の指示には素直に従う。

ウ じぶん じぶん おこな きょうりよく せいかつ 自分のことは自分で行い、けじめをつけながら協力して生活する。

エ ふくそう み ととの 服装や身だしなみは、きちんと整える。

オ もの たいせつ せいりせいとん 物を大切にし、整理整頓する。

カ せつでん せつすい ころが せいかつ 節電・節水を心掛けた生活をする。

2 1日の生活の流れ（日課表）

しょうねんいん せいかつ なが につかひょう べってん
少年院の生活における、1日の流れは日課表（別添）のとおりです。

につか まいあさしよくいん し じ き じゅんび おこな わす もの
日課については、毎朝職員から指示がありますので、しっかりと聞いて準備を行い、忘れ物
なく、日課に遅れないようにしましょう。

にゅういん じ きょういく う ひとい が い たんどくりょう せいかつ りょう しょくいん せつめい
なお、入院時教育を受ける人以外の単独寮における生活については、寮の職員から説明
があるのでよく聞いてください。

だい しゅ せいかつ いちぶこと しょくいん せつめい き
第5種の生活については、一部異なるところがありますので、職員からの説明を聞き、よく
かくにん
確認しておいてください。

3 入院時教育期間における生活要領

ここの生活は、集 団 寮での生活を基本としていますが、単 独 室で生活する場合として、考 査、
調 査、謹 慎、出 院 前 教 育など何種類かの場合があります。

(1) ^{にゆういん じ きょういく きかん}入院時教育期間

にゅういん じ きょういく き かん にゅういん つうじょう しゅうかん たんどくしつ せいかつ きみ し
入院時教育期間とは、入院してから通常2週間、単独室で生活し、君のことを知るた
め、いろいろな調査を行う期間です。

ア この期間に、少年院生活に対するオリエンテーション、給貸与品（少年院から貸し出し、支給されるもの）の衣類・日用品の点検などを行います。

イ 入院時教育期間は、気持ちを整えて過去の社会生活を振り返り、自分がここで学ぶべきこと、正すべきことを考えます。

ウ アンケートや課題作文の作成、各種学習に取り組めます。

エ 調査・支援担当の職員ちょうさ しえんたんとう しよくいん めんせつの面接やオリエンテーションがあります。

オ にゅういん じ 入院時の健康診断けんこうしんだんがあります。けんこうめん 健康面で不安ふあんのある人ひとは相談そうだんしましょう。

(2) 入院時教育期間での生活の仕方

にゅういん じきょういくきかん せいかつ しかた にち なが そ せつめい
入院時教育期間での生活の仕方、1日の流れに沿って説明します。

ア きしょう てんこ
起床・点呼

(ア) 午前7時のチャイムが鳴ったら起床し、パジャマを着替え、寝具をたたみ、水筒を準備し、身の回りの整理整頓をしましょう。

(イ) 午前 7 時 1 0 分の少し前になると、「点呼準備」の号令がかかるので、廊下側を向いて、

ベッド（畳）の上に正しい姿勢で座って待ちましょう。これ以外の時間で「点呼準備」の

号令があった場合についても同様です。

(ウ) 職員が順番に部屋を回って挨拶をしますので、元気よく挨拶をしましょう。

(エ) 布団は決められたとおりに畳みましょう。

全部の部屋の点呼が終わったら、「点呼 終了」の号令がかかります。それまでは、そのまま正しい姿勢で座って静かに待ちましょう。

イ 洗面・清掃等

(ア) ほうき、ちりとり、ぞうきんを使用して、丁寧に掃除をしてください。トイレ、洗面台、壁などはぞうきんを使用して、清潔に保ちましょう。掃除のときに床に水をまいてはいけません。

(イ) 窓は、むやみにこすらないこと。また、網戸には触らないこと。

(ウ) いすや机、食器口等の上には昇らないこと。

ウ 朝食・余暇

(ア) 午前7時30分頃になると、朝食の配食があります。配食前に、机の上を片付け、手洗いを済ませておきましょう。

(イ) 職員から食事を全て受け取ったら、「いただきます。」と挨拶してから食べ始めてください。

(ウ) 食事が終わったら、食器と一緒に残飯も食器口に出しておいてください。また、ストロ―や梅干しの種、ふりかけの袋なども捨てずに出ししましょう。

(エ) 職員が食器を回収に来たら、「ごちそうさまでした。」と挨拶をして、食器を返却しましょう。

(オ) 食事後は、歯磨きを行い、身辺整理、自主学習等を行う余暇時間になります。

エ 投薬・診察希望

(ア) 食事が終わったら職員が居室を回り、医務課から薬が出ている人に投薬を行います。投薬を受ける際には、職員の目の前でコップを用いて飲み、飲んだ後は飲み終わったことを確認してもらいましょう。

(イ) 診察日には、職員から医師の診察希望の確認がありますので、体調不良、薬の補充など受診する必要がある人は、確実に申し出てください。

(ウ) 急に身体の調子が悪くなった時は、速やかに職員に申し出ること。

オ 集団行動訓練・運動

午前9時から集団行動訓練、午前11時から運動があります。天気の良い日はいずれも中庭で実施します。集団行動訓練では、少年院で必要な行動様式を学びます。真剣に取り組みましょう。また、運動は、体操やストレッチ、ランニング等、体を動かす時間です。いずれも、職員の指示に従ってください。

カ オリエンテーション

午後1時からオリエンテーションが行われます。少年院での生活要領やきまり等について、職員から説明があります。話をよく聞いて、わからないことがあれば遠慮なく質問しましょう。

キ 課題の作成等

(ア) 午後2時から課題の作成等の時間となります。与えられた課題に集中して取り組んでください。

(イ) 課題等が終了したら、職員に確認をしてもらいましょう。

ク 入浴

(ア) 毎週3回(火・金・日曜日)、入浴を実施しています。体調が悪く、「休養」となっている場合には、医師の指示で入浴ができないことがあります。それ以外のときには入浴して、身体を清潔に保ちましょう。

(イ) 入浴要領は次のとおりです。

- 職員から入浴準備の指示があったら、速やかに、着替えの下着や入浴道具(浴用石けん、タオル)の準備をします。
- 入浴時間はおおむね15分です。
- 脱衣場に入るときは、スリッパを脱ぎ下駄箱に入れること。
- 脱衣場から浴場に入る前は、身体検査があるので、職員の指示で受けること。

- ・ 指示された場所に座り、身体、髪、髪順番で洗い、最後にシャワーで身体と髪について泡を洗い流すこと（シャンプーは、ノズルを1回押して使用します。）。
- ・ 入浴場での交談は禁止です。話をする必要があるときは、静かに手をあげて職員の指示を待つこと。
- ・ 湯水は無駄にせず、節約して使うこと。
- ・ 浴槽には静かに出入りし、ほかの人にお湯がかからないように注意すること。
- ・ 入浴場ではたんや唾を吐かないこと。また、浴槽の中にタオルをつけたり、潜ったりしないこと。
- ・ 入浴場から出るときに、上がり湯をしたいときは、職員の許可を得てシャワーの湯をかけること。
- ・ 脱衣場に出る前には、タオルで身体についた水分を拭き取ってから出ること。
- ・ 服を着るときは、自分の衣類であることを確認して着ること。

(ウ) 入浴中、具合が悪くなったりした場合は、職員に申し出てください。

ケ 昼食・余暇、午睡、課題等の作成、夕食・余暇

基本的な動きは、午前と同じです。余暇時間には新聞を順番に回覧します。一人当たりの閲覧時間は15分です。

また、昼食後の余暇時間においては、午睡が認められています。午睡をしたい人は、毛布のみ使用することができます。

コ 日記記入

(ア) 午後6時から日記記入の時間になります。

(イ) 日記が配布されたら、記入を開始してください。

(ウ) 日記の内容に特に制限はありませんが、職員に自分の気持ちを伝えるものですので、丁寧な文字で、読む人にわかりやすく誤解を与えない表現を心掛けましょう。分量は1ページを目安にしてください。

(エ) 日記記入後は、課題の作成等に取り組んでください。

書き方の例

- ① 日付と曜日（令和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日）
- ② その日にあった特別なできごと～それについて感じたことや考えたこと
- ③ その日に頑張ったことや努力したこと
- ④ その日に職員から注意・指導されたこと
- ⑤ その日にやり残したこと（～しておけばよかった）
- ⑥ 明日の目標（～を頑張りたい。～をきちんとしてよう。）
- ⑦ 相談ごとや悩みごと（～で困っています。どうすればいいですか？）

サ 就寝準備・点呼

(ア) 就寝準備の指示があれば、身の回りを整理整頓し、着替え、布団を敷きます。準備が

終了したら、掛け布団を半分に折り、廊下を向いて敷布団の上に座ります。点呼までの間は、静かに待機します。

(イ) 職員が居室を順番に回って挨拶します。職員が自分の居室に来たら、正しい姿勢で

座り「おやすみなさい。」と挨拶をして、就寝します。

(3) 整理整頓と清掃

いつも身の回りの掃除と整理整頓をしてきれいな状態で、生活するようにしましょう。

ア 机の中や引き出しの中は、きちんと整理整頓をしましょう。

イ 衣類等も常にたたんできれいに管理しておきましょう。

ウ 学習灯の上には物を置いてはいけません。

エ ハンガーは決められた所定の位置に掛けましょう。

オ 寝具類（布団、毛布、タオルケット等）は、特別な指示がない限り就寝時以外は使用し

てはいけません。

4 集 団 寮 における生活 要 領

以下に、集 団 寮 における生活の要 領を示します。どれも重 要なことです、よく理解して、しっかりと身につけるようにしてください。なお、ここに書かれていないことについては、職 員 の指示に従ってください。

(1) 集 団 生活の心 構 え

集 団 寮 は、多くの人が生活を共にする場です。各自がばらばらに自分の考 えだけで行動しては、寮 内 がとても生活しにくい状態になります。集 団 生活では、君の言動が、君自身のみでなく、ほかの人にも大きな影 響を与えていくことになりますので、発言と行動に責任を持って生活に取り組みましょう。

(2) 礼 儀

人と人との関係を円滑にし、和やかにしていくために、とても大切です。

ア 日常のあいさつをきちんとする。

イ 相手に不快な思いをさせたり、迷惑を掛けたりしたときは、すぐに謝る。

ウ ていねいな言葉遣いをする。

エ 呼び捨てをしない。

オ そのときの気分や、相手によって態度を変えない。

(3) 身だしなみ・服装

ア 身体を清潔に保ち、服装を端正に整える。

イ ズボンのすそが長い場合は、すそ上げをする。

ウ シャツのすそを出さずに、ズボンの中に入れて着る。

エ ズボンはベルトが腰骨の上に位置するように着用する（腰パンをしない。）。

オ ワイシャツのボタンは1番上のボタン以外は必ず留める。

(4) 会 話

君たちが、「いじめ」や「けんか」の無い安全な環境で、改善更生に集 中して生活ができる

るように、原則として、会話が許されない場面や、職員の許可を受けて会話をする場面があります。

(5) 役割活動

職場や学校、家庭など社会での生活は、そこにいる人々がそれぞれの役割を果たすことによって、成り立っています。そのため、少年院生活の中でも、役割活動を決めています。役割を指示された人は、役割活動を通じて、自分の役割に対して責任を持って果たすことを学んでもらいます。

各役割は次の表のとおりです。

はいしよくがかり 配食係	はいしよくおよ ゆちや じゅん び なら しよつきとう せんじょう 配食及び湯茶の準備並びに食器等の洗浄
せんたくがかり 洗濯係	せんたくおよ せんたくもの しゅうはい 洗濯及び洗濯物の集配
びかがかり 美化係	りょうない び か しつとう せいりせいとん 寮内美化、レク室等の整理整頓
りはつがかり 理髪係	ちょうはつほじょ 調髪補助
しいくがかり 飼育係	しょうどうぶつしいく かんようしよくぶつとう みず とう 小動物飼育、観葉植物等の水やり等
としよがかり 図書係	としょ せいりせいとんおよ ほしゅう 図書の整理整頓及び補修
たい がかり 体レク係	たいいく うんどう じ ごうれい し きとう 体育、運動時の号令指揮等

(6) 一日の生活の流れ

集団寮での生活の仕方を、1日の流れに沿って説明します。

ア 起床・点呼

(ア) 午前7時になるまでは、ほかの人に迷惑を掛けないように目が覚めても横になっていましょう。午前7時のチャイムが鳴ったら起床し、パジャマを着替え、寝具をたたみ、身の回りの整理整頓をしましょう。

(イ) 午前7時10分の少し前になると、「点呼準備」の号令がかかるので、廊下側を向いて、ベッド（畳）の上に正しい姿勢で座って待ちましょう。これ以外の時間で「点呼準備」の号令があった場合についても同様です。

(ウ) 職員が順番に部屋を回って挨拶をしますので、元気よく挨拶をしましょう。全部の部屋の点呼が終わったら、「点呼終了」の号令がかかります。それまでは、そのまま正しい姿勢で座って静かに待ちましょう。

イ 洗面・清掃等

3 入院時教育期間における生活要領「(2) イ 洗面・清掃等」と同じです。

ウ 朝食・余暇

(ア) 午前7時30分頃になると、朝食のため部屋を出ます。準備の合図が掛かるので、机の上を片付け、手洗いを済ませ、静かに待ちましょう。

(イ) 決められた席に座り、静かに待ちましょう。

(ウ) 姿勢を正して職員の合図があったら、食べ始めてください。「いただきます。」と言ったり、手を合わせることは、特に禁止していません。する人は、周りの人に迷惑が掛からないようにしてください。

(エ) ご飯に汁をかけたり、机に肘をついたり、雑談をしたりせず、静かに行儀よく食べましょう。

(オ) 食事が終わったら、姿勢を正し、ほかの人が食べ終わるのを静かに待ちましょう。

(カ) 食べきれなかったものは残飯として処分するので、食器の中にそのまま残しておいてください。けっして残ったものを部屋の中に持ち込んだり、ほかの人にあげたりしてはいけません。また、食器の中にお茶を入れてはいけません。

(キ) 職員が食事終了の合図をします。「ごちそうさまでした。」と挨拶をしたり、手を合わせたりすることは特に禁止していません。食器は係の人が集めます。

(ク) 食事後は、歯磨きを行い、身辺整理、自主学習等を行う余暇の時間になります。以後、8時30分前の読書指導の号令がかかるまでの間、雑記帳を用いることや手紙の下書きや清書を行うこと、漫画本を読むことが許可されています。

エ 投薬・診察希望

(ア) 食事が終わったら医務課から薬の出ている人に投薬を行います。投薬を受ける際には、コップを用いて職員の目の前で飲み、飲んだ後は飲み終わったことを確認してもらいましょう。

(イ) 診察日には、職員から医師の診察希望の確認がありますので、体調不良、薬の補充など受診する必要のある人は、確実に申し出てください。

(ウ) 急に体の調子が悪くなった時は、速やかに職員に申し出ること。

オ 入浴

3 新入時教育期間における生活要領「(2) ク 入浴」と同じです。

カ 昼食・余暇、夕食・余暇等

基本的な動きは、午前と同じです。

昼食後については午後1時まで、夕食後については午後6時までの間、朝食後同様、雑記帳の使用や手紙の下書き、清書を行うことができます。また、漫画本を読むことも許可されています。

キ 夜間日課

午後6時からレク室にて集会等の日課を行い、またテレビでニュース番組を視聴し、その後日記記入の時間になります。土日・祝日や特別日課、その他職員で指定した日は集会等は行わず、午後6時から日記記入の時間となります。日記を書き終えたら静かに課題や学習等に取り組んでください。

ク 余暇時間・計画学習

(ア) 午後6時50分頃になると、就寝準備の指示があります。居室に戻り布団を敷くなど就寝する準備を行います。

(イ) 平日は午後8時頃、土日・祝日等は午後7時30分頃から午後8時50分頃までの間は、余暇時間です。この時間には、レク室でテレビ視聴、自主学習、新聞の閲覧、読書

とう
等ができます。

(ウ) 余暇時間及び計画学習の時間を使い、ノートに一日1ページ以上学習を行うこと。

ケ 就寝準備・点呼

午後8時50分になると、居室に戻って就寝準備をします。その他の点については、3

入院時教育期間における生活要領「(2) サ 就寝準備・点呼」と同じです。

5 遵守事項

この少年院の遵守事項は次のとおりですので、きちんと守るようにしましょう。

- 1 (けんか等) ほかの人とけんかをしたり、言い争いをしたりしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。
- 2 (暴行等) ほかの人に暴行を加えたり、ほかの人の身体を傷つけたりしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。
- 3 (乱暴な言動) 物を投げたり、扉を蹴ったり、怒鳴ったりするなどの乱暴な言動をしてはいけません。
- 4 (脅迫等) ほかの人を脅かしたり、だましたり、困惑させたりする言動をしてはいけません。
- 5 (いじめ) ほかの人に無理やり何かをやらせたり、ほかの人がしてもいい事を妨害したりほかの人に嫌がらせをしたりするなどして、ほかの人をいじめてはいけません。
- 6 (悪口等) ほかの人の悪口を言ったり、ほかの人をばかにしたりしてはいけません。
- 7 (金品窃取等) ほかの人の金品を盗んだり、だまし取ったり、脅し取ったりしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。また、職員の許可なく、ほかの人の金品を使用してはいけません。
- 8 (ほかの人の信書等の閲覧) ほかの人の信書、日記、本、ノート等を読んではいけません。これらの行為を企ててもいけません。
- 9 (自殺企図) 自殺を企ててはいけません。
- 10 (自傷行為等) 自分の身体を傷つけたり、異物を飲み込むなどの身体に害を及ぼすおそれのある行為をしたりしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。
- 11 (診療等の拒否) 健康診断(健康診断に必要な採血やエックス線撮影などを含む。)や、心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき又はほかの人に疾病を感染させるおそれがあるときに実施する診療や医療上の措置を拒否してはいけません。
- 12 (職務執行妨害) 職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げようとしてはいけま

せん。

13（うその^{もうしでとう}申出等）職員^{しよくいん}に対し、自分^{じぶん}やほかの^{ひと}人が利益^{りえき}を得るためやほかの^{ひと}人を^{おとし}陥れるために
うその^{もうしで}申出をしてはいけません。また、職員^{しよくいん}から職務上^{しよくむじょう}の調査^{ちようさ}や質問^{しつもん}を受けたときに、うそを
ついてはいけません。

14（反抗^{はんこう}）職員^{しよくいん}に対し、無視^{むし}したり、正当な理由^{せいとう りゆう}がないのに逆^{さか}らうようなことを言^いったりするな
どして、反抗^{はんこう}してはいけません。

15（身体^{しんたい}の検査^{けんさ}の拒否^{きよひ}等）職員^{しよくいん}が行^{おこな}う身体^{しんたい}、着衣^{ちやくい}、居室^{きょしつ}、物品^{ぶつびん}の検査^{けんさ}を拒否^{きよひ}したり、妨害^{ぼうがい}したり
してはいけません。

16（他室^{たしつ}への入室^{にゅうしつ}等）職員^{しよくいん}の許可^{きよか}なく、自分の居室^{じぶん きょしつ}以外の居室^{きょしつ}に入^{はい}ったり、立入り^{たちい}が禁止^{きんし}された
場所^{ばしょ}に入^{はい}ったりしてはいけません。

17（無断離席^{むだん りせき}等）職員^{しよくいん}の許可^{きよか}なく、指定^{してい}された席^{せき}や場所^{ばしょ}を離^{はな}れたり、定められた^{さだ}就寝^{しゅうしん}位置^{い ち}を更^{へん}更^{こう}
したりしてはいけません。

18（動作時限違反^{どうさじげん いはん}）食事^{しょくじ}や就寝^{しゅうしん}などすべきことが定められている時間帯^{さだ}に、別の^{じかんたい}ことをしてはい
けません。

19（逃走^{とうそう}）逃走^{とうそう}してはいけません。逃走^{とうそう}を企^{くわだ}ててもいけません。

20（暴動等^{ぼうどう}）集団^{しゅうだん}で騒^{さわ}いだり、暴動^{ぼうどう}を起こしたりしてはいけません。また、このような^{しゅうだん}集団^{くわ}に加
わってはいけません。これらの行為^{こうい}を企^{くわだ}ててもいけません。

21（集団形成等^{しゅうだんけいせい}）職員^{しよくいん}の許可^{きよか}なく、集団^{しゅうだん}を形成^{けいせい}したり、その集団^{しゅうだん}で行動^{こうどう}したりしてはいけま
せん。これらの行為^{こうい}を企^{くわだ}ててもいけません。

22（建物等の損壊等^{たてものとう そんかい}）建物^{たてもの}、設備^{せつび}、備品^{びひん}等を壊^{こわ}したり、汚^{よご}したり、これらに落書^{らくが}きしたりしてはい
けません。これらの行為^{こうい}を企^{くわだ}ててもいけません。

23（設備等の機能妨害等^{せつびとう きのうぼうがい}）水道^{すいどう}、トイレ、通路^{つうろ}その他の施設^たの設備^{しせつ}等^{せつびとう}を使^{つか}えなくしたり、使^{つか}いにく
くしたりしてはいけません。また、これらを本来^{ほんらい}の目的^{もくてき}以外の目的^{がい}で使^{もくてき}ったりしてはいけま
せん。これらの行為^{こうい}を企^{くわだ}ててもいけません。

- 24（火気不正使用等）^{か き ふせいしやうとう} 職員の許可なく、火を^ひ発したり、使用したりしてはいけません。これらの^{こうい}行為を^{くわだ}企ててもいけません。
- 25（環境汚損等）^{かんきやうおそんとう} 残飯、^{ざんぱん} ゴミ等を^{とう}決められた場所^き以外の場所^{ばしよいがい}に捨てたり、^{ばしよ} 痰や^す 吐き散らしたりするなど、^{しせつ} 施設の^{かんきやうえいせい} 環境衛生を^{がい} 害する^{こうい} 行為をしてはいけません。
- 26（接触等）^{せつしやくとう} 自分や^{じぶん} ほかの人の^{ひと} 好奇心や^{こうきしん} 欲求を^{よつきやう} 満たすために、^み ほかの人に^{ひと} 触ったり、^{さわ} 触らせたりしてはいけません。また、ほかの人と同じ^{ひと} 布団で^{おな} 一緒に^{ふとん} 寝^{いっしょ}てはいけません。^ね
- 27（わいせつ行為）^{こうい} わざと^{いんぶ} 陰部を^{ろしゆつ} 露出するなど、^{ひと} ほかの人の^{めんぜん} 前で^{こうい} わいせつな行為をしてはいけません。
- 28（わいせつ文書作成等）^{ぶんしやうさくせいとう} わいせつな^{ぶんしやう} 文書や^ず 図画を^が 作成したり、^{さくせい} ほかの人に^{ひと} 見せたりしてはいけません。^み
- 29（性的な会話）^{せいてき} 職員の許可なく、^{かいわ} ほかの人と^{しやくいん} 性的な^{きよか} 話をしてはいけません。^{ひと}
- 30（賭け事）^か 賭け事を^{ごと} してはいけません。賭け事を^か 企ててもいけません。^{くわだ}
- 31（入れ墨等）^い 入れ墨を^{ずみとう} したり、^い 身体に^{ずみ} 異物を^{しんたい} 入れたりしてはいけません。また、^い 髪や^{かみ} 眉毛を^{まゆげ} 抜^ぬいたり、^か そったりして、^{がいかん} 勝手に^か 外見を変えてはいけません。^{かって}
- 32（物品不正使用等）^{ぶつびんふせいしやうとう} 使用を^{しょう} 許されている^{ゆる} 設備や^{せつび} 物品の^{ぶつびん} 管理を^{かんり} 怠^{おこた}ったり、^{しょういん} 職員の許可なく、^{きよか} これらを^{ほんらい} 本来の^{しょうもくてき} 使用目的とは異なる^{こと} 目的で^{もくてき} 使用したり、^{しょう} 定められた^{さだ} 使用方法に^{しょうほうほう} 反して^{はん} 使用したりしてはいけません。^{しょう}
- 33（物品不正製作等）^{ぶつびんふせいせいさくとう} 職員の許可なく、^{しょういん} 物品を^{きよか} 製作したり、^{ぶつびん} 加工したり、^{せいさく} 壊したり、^{かこう} 捨てたりしてはいけません。これらの^{こうい} 行為を^{くわだ} 企ててもいけません。
- 34（金品不正所持等）^{きんぴんふせいしよじとう} 職員の許可なく、^{しょういん} 金品を^{きよか} 持ち^{きんぴん} 込んだり、^も 所持したり、^こ 隠したり、^{しよじ} 持ち出し^{かく} たりしてはいけません。これらの^{こうい} 行為を^{くわだ} 企ててもいけません。
- 35（金品不正授受等）^{きんぴんふせいじゆじゆとう} 職員の許可なく、^{しょういん} 金品を^{きよか} ほかの人に^{きんぴん} あげたり、^{ひと} 貸したりしてはいけません。^か また、^{しょういん} 職員の許可なく、^{きよか} 金品を^{きんぴん} ほかの人から^{ひと} もらったり、^か 借りたりしてはいけません。これらの^{こうい} 行為を^{くわだ} 企ててもいけません。

36（不正配食等）不正に配食したり、決められた時間や場所以外で食べたり飲んだりしてはいけません。

37（飲酒・喫煙）酒やアルコールを含んでいるものを飲んだり、たばこやたばこに類するものを吸ったりしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。

38（矯正教育の拒否等）正当な理由なく、日課に定められた矯正教育を拒否してはいけません。また、ほかの人に迷惑を掛けることにもなるので、指導を妨害してはいけません。

39（うわさの流布）うわさを流してはいけません。うわさを流すことを企ててもいけません。

40（不正連絡等）職員の許可なく、又は職員から許可された方法以外の方法で、ほかの人や外部の人・団体に連絡をしたり、これらの者から連絡を受けたりしてはいけません。また、会話を禁じられている時や場所では、職員の許可なくほかの人と話をしてはいけません。これらの行為を企ててもいけません。

41（不適切な会話等）ほかの人と、新たな犯罪や非行につながるような話をしてはいけません。

また、職員の許可なく、自分やほかの人がした過去の犯罪や非行の話をしたり、自分やほかの人の不良交友関係の話をしたりしてはいけません。

42（個人情報伝達等）自分や家族、友人などの住所や連絡先など、新たな犯罪や非行につながったり、ほかの人との不適切な交友関係の形成につながったりするおそれがある個人に関する情報をほかの人に伝えてはいけません。また、このような情報をほかの人から集めてはいけません。

43（騒音・大声等）壁を蹴る、自分の手をたたくなどして騒音を発したり、口笛を吹いたりしてはいけません。また、許可なく、歌を歌ったり大きな声を出したりしてはいけません。

44（安全衛生義務違反）運動や実習などの際に、安全衛生を守るための決まりや指示に違反してはいけません。

45（刑罰法令違反）これまでに書かれている遵守事項で定められているものも含め、刑罰法令に違反する行為をしてはいけません。

46（^{そそのか} 唆^{こういとう} し行為等）これまでに書かれていた^か 遵守事項^{じゅんしゅじこう}に違反^{いはん}するようほかの^{ひと}人を^{そそのか} 唆したり、ほかの^{ひと}人が^{じゅんしゅじこう} 遵守事項に違反^{いはん}する行為^{こうい}をすることを^{てつだ} 手伝ったりしてはいけません。

47（^{しょくいん} 職員^{しじ}の指示^{たい}に対する違反^{いはん}）職員^{しょくいん}は、少年院^{しょうねんいん}の規律^{きりつおよ}及び秩序^{ちつじょ}を維持^{いじ}するために必要^{ひつよう}がある場合^{ばあい}には、生活^{せいかつ}や行動^{こうどう}について指示^{しじ}をするので、指示^{しじ}を受けた場合^うには^{ばあい}必ず^{かなら}従^{したが}わなければなりません。この指示^{しじ}に違反^{いはん}した場合^{ばあい}にも、少年院法^{しょうねんいんほうだい}第114条^{じょう}に定める懲戒^{さだ}を行う^{ちようかい}ことがあります^{おこな}。

6 懲戒

少年院において、遵守事項に違反したり、少年院の規律や秩序を維持する必要がある場合や職員からの生活及び行動に対する指示に従わないときには、懲戒を受けることがあります。

(1) 調査

君が反則行為（5の遵守事項に違反する行為のことです。）をしたり、反則行為の疑いがあったり、ほかの人の反則行為について事情を聞く必要があるときには、「調査」が行われます。調査の段階では、自分にとって不利な処分になるかどうかは分かりません。特に、ほかの人の反則行為を目撃した場合などに事情を聞かれるときは、調査になったからといって不安になる必要はありません。調査には、通常の日課に参加しないで行う場合と、ほかの人と一緒に日課に参加しながら行う場合があります。また、調査の結果、反則行為のないことがわかった場合や、懲戒とすることが適当でないと判断された場合は、懲戒審査を行わずに調査終了となります。

(2) 補佐人

処分を審査するに当たって、調査となった人（ここでは、反則行為の疑いのある人をいいます。）を補佐する（助ける）立場の補佐人という職員が指名されます。補佐人は、調査となった人から話を聞いて相談に応じます。

(3) 処遇審査会

調査終了後、処分をするかどうか、どのような処分にするかについて、審査する必要がある場合には、処遇審査会で自分の意見や気持ちを伝える機会が与えられます。これを「弁明」といいます。弁明には次の3つの方法があります。

ア 処遇審査会に出席して発言する方法

イ 出席せずに、文書にして提出する方法

ウ 補佐人に話して記録してもらい、それを処遇審査会に提出する方法

また、処遇審査会の場合では、補佐人が審査される人の立場に必要な意見を述べます。

(4) 懲戒の種類等

ア 懲戒処分

懲戒処分としては、次の2種類があります。

(ア) 厳重な訓戒・・・院長からの厳しい指導

(イ) 20日以内の謹慎

イ 懲戒処分以外の措置

反則行為の内容や理由、反省の程度などによっては、懲戒に代えて次のいずれかの措置

をとることもあります。

(ア) 首席専門官説諭

(イ) 寮主任注意

ウ 反則行為に係る物の没収

懲戒を行う場合において、少年院の規律や秩序を維持するため必要があるときは、反則

行為を行うために役立てた物、又は役立てようとした物などについて没収(国の物とする)

することができます。

(5) 謹慎

謹慎とは、反則行為について単独室で反省することです。また、謹慎中は、次のような行為

はできなくなります。

ア 自弁の物品を使用したり、食べたり、飲んだりすること

イ 書籍等(図書、雑誌などです。)及び新聞紙を閲覧すること(①被告人又は被疑者として

の権利を保護するために必要なものや、②裁判の準備等で必要と認められるものもあります

ので、必要があれば職員に相談してください。)

ウ 宗教上の儀式行事に参加したり、ほかの人と一緒に宗教上の教えを受けること

エ 面会すること

※ただし、次の(ア)と(イ)については除かれます。

(ア) 原則として面会が許される相手と面会する場合（「15面会や手紙など」の（1）の**ア**の部分**を参考**にしてください。）

(イ) 被告人や被疑者としての権利の保護、裁判の準備など君の権利の保護に必要と認められる場合

オ 信書を発受すること（手紙のやりとりをすること）

※ただし、次の（ア）と（イ）については除かれます。

(ア) 次の①から③の信書を発受する場合

①君の保護者等（保護者、配偶者、親族）との間で発受する信書

②結婚関係の調整、裁判の遂行、進学や復学又は就職の準備など、君の身分上、

法律上、教育上、職業上の重大な利害に係る用務の処理のためやりとりする信書

③発受により君の改善更生に役立つと認められる信書

(イ) 被告人や被疑者としての権利の保護、裁判の準備など君の権利の保護に必要と認められる場合

7 矯正教育の目標

少年院での生活は、意欲を持って取り組むことが大切ですが、具体的にどのようなところを改善していくべきかがあいまいだと進むべき道が見えません。君自身の改めるべきポイントをしっかりと自覚して、改めるための取組を具体的に言うことが重要です。そこで、様々な資料をもとに、君がどんなところを改善すればよいのかを示したのが矯正教育の目標です。これは、君にとって、少年院での取組の最終的な到達点（ゴール）を示すものとなるものです。

(1) 個人別矯正教育目標

一人について、おおむね3つの目標が立てられ、以下のような内容が含まれます。

ア 非行の反省

イ 社会生活上の問題点の改善

ウ 進路や生活設計の具体化（進学・就労、家族や交友関係について）

(2) 段階別教育目標

個人別矯正教育目標を達成するために、それぞれ段階別に小さい目標に分けて取り組みやすくしたものが、段階別教育目標です。

8 成績評価・予備的な審査

(1) 成績評価・予備的な審査について

成績評価とは、少年院における生活、職員や他少年との関わり、生活指導、職業指導・教科指導等の取組を通して、一人一人に与えられた目標がどれくらい達成できたのかを確認したり、次の課題をはっきりとさせることを目的にして行われます。また、予備的な審査については、1月ごと告知されます。予備的な審査に基づいて成績評価が決定し、各処遇の段階（級）への向上（進級といいます：例えば3級から2級になること）又は低下（降級といいます：例えば2級から3級になること）が決定します。

成績評価を行った時には、速やかにその結果を君に伝えます。自分自身の目標の達成の程度をしっかりと聞くとともに、次に取り組むべき課題等を職員と相談することではっきりとさせましょう。そして、成績評価の結果は、君だけでなく保護者やその他相当と認められる人にも通知されます。その際、成績だけでなく、君の生活及び心身の状況についても、通知されます。

保護者や家族の人にも協力をしてもらいながら、課題を達成できるように頑張っていきましょう。

ア 評価の時期

予備的な審査は、原則として1か月に1回行われます。

成績評価は、原則として1か月に1回行われます。

イ 評価の項目

(ア) 個人別矯正教育目標（段階別教育目標）

君がその期間、個人別矯正教育目標をどの程度達成し、どの程度努力したかについて

5段階で評価します。

a. 目標を達成している。又は、達成に不十分な点が残るものの目標の達成に向けた努力が著しい。

b. 目標をおおむね達成している。又は、達成半ばであるが、目標達成に向けた努力が

いちじる
著 しい。

c. 目標を半ば達成している。又は、あまり達成していないが目標達成に向けた努力が著しい。

d. 目標をあまり達成していない。

e. 目標を達成していない。

(イ) 矯正教育への取組の状況の評価

矯正教育への取組の状況の評価の観点は以下のとおりです。

- ・各指導等への取組態度(意欲、集中力、責任感等)
- ・知識及び技能の習得
- ・出院後の生活に対する心構え

なお、評定の尺度は以下のとおりです。

りょうこう
良好・・・a

おおむねりょうこう
良好・・・b

ふつう
普通・・・c

ふりょう
やや不良・・・d

ふりょう
不良・・・e

(ウ) 生活及び行動の評価

生活及び行動の状況は、規範意識、基本的生活態度、対人関係があり、評価の観点は以下

のとおりです。

- ・規範意識

き
決まりを守ること

よ
良くない雰囲気にながられない態度

ひこう
非行や良くない考え等への内省

- ・基本的生活態度

きほんてき せいかつしゅうかん
基本的な生活習慣

せつど たいど
節度ある態度

じりつてき せいかつ かんり
自律的な生活の管理

・ たいじんかんけい
対人関係

きほんてき たいじんかんけい つく も つづ ちから
基本的な対人関係を作ったり持ち続けたりする力

かんじょう よつきゅう ばめん たいおう げんどう
感情や欲求を場面に対応させることができた言動

た ざいいんしゃ しょくいん かぞくとう てきせつ かんけい
他の在院者、職員、家族等との適切な関係

ひょうてい しゃくど い か
なお、評定の尺度は以下のとおりです。

りょうこう
良好・・・a

りょうこう
おおむね良好・b

ふつう
普通・・・c

ふりょう
やや不良・・・d

ふりょう
不良・・・e

(エ) そうごうひょうか
総合評価

そうごうひょうか こじんべつきょうせいきょういくもくひょう たっせい ていど じゅうてん お きょうせいきょういく
総合評価は、個人別矯正教育目標の達成の程度に重点を置きつつ、矯正教育への

とりくみ じょうきょうおよ せいかつおよ こうどう じょうきょう あわ つぎ さだ ひょうていしゃくど おこな
取組の状況及び生活及び行動の状況と併せ、次に定める評定尺度で行います。

りょうこう
良好・・・A

りょうこう
おおむね良好・B

ふつう
普通・・・C

ふりょう
やや不良・・・D

ふりょう
不良・・・E

(2) しょうぐうだんかい こうじょうまた ていか
処遇段階の向上又は低下について

ア しんきゅうしんさ
進級審査

かくしょうぐう だんかい きゅう じっし せいせきひょうか つぎ だんかい いこう
各処遇の段階（級）で実施された成績評価のすべてにより、次の段階に移行させるかど

うかの^{しんきゅうしんさ}進級審査^{おこな}を行います。進級^{しんきゅう}できなかった場合は、半月^{ばあい}後又は1月^{はんつき ごと}後に成績^{つぎ せいせき}評価^{ひょうか}を
おこな^{おこな}い、繰^くり返^{かえ}し進級^{しんきゅうしんさ}審査^{おこな}を行います。

イ 降級^{こうきゅうしんさ}審査

重^{じゅうだい}大^{はんそく}な反則^{こうい}行為^おを起こすなどして、総合^{そうごう}評^{ひょう}定^{てい}がD又はE^{また}評価^{ひょうか}のときは、処^{しょ}遇^{ぐう}の段^{だん}階^{かい}（級^{きゅう}）
を低^{てい}下^かさせるかどうかの降級^{こうきゅうしんさ}審査^{おこな}を行うことがあります。

9 入院から出院まで（進級）

この少年院での入院から出院までの流れを以下に示します。

記載されているそれぞれの内容は、しおりの各項目において詳しく説明しますので、ここでは、おおまかな流れをつかんでください。

（1）進級の仕組み

この少年院の標準教育期間はおおむね11か月ですが、個人によっては、家庭裁判所の意見や解決すべき問題など、様々な理由によって、全体の期間や各処遇の段階（級）の期間に違いがある場合があります。

標準的な期間の場合、入院すると3級に編入されます（例外として他の少年院から移送されてきた場合があります。）。その後、各処遇の段階の教育目標を達成すると3級から2級、1級へと進級します。最終的に君が社会復帰するための目標を達成することができたと認められると、出院が認められます。次に各処遇の段階の説明をします。

（2）3級（おおむね4か月）・・・赤バッジ

入院して、最初の約2週間は個室で生活します。この期間では、心身の調子を整え、院生活や更生への心構えを作り、生活のおおよその流れを覚えます。このとき、面接や課題作文等がありますが、これは君の非行の原因やその解決策を考えるためのものです。

この期間が終了すると、次に、1寮・2寮・3寮のいずれかの寮で集団生活が始まります。集団寮生活は、少年院生活の中心となるものです。

（3）2級（おおむね4か月）・・・緑バッジ

2級の段階では、自分の問題点をよく理解し、その改善に取り組みます。期間は、おおむね4か月となります。生活指導、職業指導、教科指導や各種行事等の日課に真剣に取り組むと、すぐに過ぎてしまいます。各種課題も準備されていますので、しっかり取り組んでいきましょう。

(4) 1 級 (おおむね3か月)・・・白バッジ

1 級の段階では、^{きゆう} 1 級 ^{だんかい} の段階 ^{しゅついでん} では、^{せいかつ} 入院後の生活 ^{ぐたいてき} を具体的に ^{かんが} 考 え、^{しゃかいせいかつ} 社会生活 ^{うつ} へ移るための ^{そうしあ} 総仕上げ ^{だんかい} の段階で

す。^{じぶん} 自分の判断 ^{はんだん} で行動 ^{こうどう} し、^{せきにん} 責任 ^も を持つことが ^{もと} 求められます。

^{しょうねんいん} 少年院 ^{しゅついでん} から出 院 ^ひ する日 ^{ちか} が近づく ^{こしつ} と、^{せいかつ} 個室 ^{きかん} で生活 ^{しゅついでん} します。この期間 ^じ に、出 院 時 ^じ のアンケー

トや^{せいやくしょ} 誓約書 ^{さくせい} などを作成 ^{しゅついでん} し、出 院 ^む に向けて ^{こころがま} の心 構 え ^{かた} を固めます。

10 防災の心得

みやがわいりょうしょうねんいん のある みえけん 三重県は、とうなんかいじしん よそうしんげんいき ちか 宮川医療少年院のある三重県は、東南海地震の予想震源域に近く、いつ、だいじしん お 大地震が起きて

もおかしくないと い 言われています。

また、たいふう おおあめ みやがわ ぞうすい ときどき お 台風や大雨による宮川の増水が時々起きています。

さいがい お 災害が起こったときは、あわてず、さわ かなら しょくいん しじ き こうどう 騒がずに、必ず、職員の指示をよく聞いて行動してください。 けっ 決して、じぶん はんだん こうどう 自分で判断だけで行動しないでください。

ここでは、じしん かさい はっせい 地震や火災が発生したときに、あわてずに きけん さ 危険を避けるため、ふだん ころが 普段から心掛けて ほ 欲しいことを せつめい 説明します。

(1) 地震発生時の留意事項

ア じしん かん 地震を感じたら、あわてず、さわ 騒がないこと。

イ じしん かん 地震を感じたら、じぶん かって こうどう 自分勝手に行動せず、しょくいん しじ したが すばや こうどう 職員の指示に従って、素早く行動すること。

ウ ぼうさいざぶとん どう あたま ほ ご きょしつない すみ つくえ した かく 防災座布団、ヘルメット等で、頭を保護すること。居室内では、速やかに机の下に隠れること。

エ まど わ 窓ガラスが割れてケガをするおそれがあるため、まど はな 窓から離れること。

オ ずじょう らっかぶつ き 頭上からの落下物に気をつけること。

カ ひなん はへん らっかぶつ あし け が かなら くつ 避難するときは、ガラスの破片や落下物で足を怪我しないように、必ず靴やスリッパをは 履くこと。

(2) 火災発生時の留意事項

ア かさいほうちき さどう 火災報知機が作動しても、あわてずに、しょくいん しじ き 職員の指示をよく聞くこと。

イ しょくいん ひなんしじ 職員の避難指示があったときは、ぼうさいざぶとん かぶ むだばなし すみ ひなん 防災座布団を被り無駄話をせず、速やかに避難すること。

ウ けむり す こ くち 煙を吸い込まないように、口にタオルやハンドタオルなどを当てること。

エ まんいちけむり ま しせい ひく ひなん 万一煙に巻かれそうになったときは、姿勢を低くして避難すること。

オ じぶん しょうか 自分で消火しようとしなないこと。

(3) 避難訓練と心構え

ア 「今、災害が起きたらどうするか。」その時々^{ときどき}に取るべき避難行動^{ひなんこうどう}について、日頃^{ひごろ}から考^{かんが}える習慣^{しゅうかん}を付けること。

イ 災害時^{さいがいじ}は、夜間停電^{やかんていでん}することもあります。暗^{くら}くても、衣類^{いるい}やタオルの位置^{いち}が分かるよう、日頃^{ひごろ}の整理整頓^{せいりせいとん}を励行^{れいこう}すること。

(4) 避難場所について

避難場所^{ひなんばしょ}については、次^{つぎ}のとおりです。日頃^{ひごろ}の避難訓練^{ひなんくんれん}を真剣^{しんけん}に行^{おこな}って、避難^{ひなん}の方法^{ほうほう}や避難経路^{ひなんけいろ}などを、よく覚^{おぼ}えておいてください。

じしん 地震	だい ひなんばしょ りょうしゃ かい 第1避難場所・・・寮舎3階
	だい ひなんばしょ きょういくとう かい 第2避難場所・・・教育棟2階
たいふう ふうすいがい 台風・風水害	りょうしゃ かい 寮舎3階
つなみ 津波	だい ひなんばしょ りょうしゃ かい 第1避難場所・・・寮舎3階
	だい ひなんばしょ きょういくとう かい 第2避難場所・・・教育棟2階
かさい 火災	だい ひなんばしょ うんどうじょう 第3避難場所・・・運動場
	だい ひなんばしょ たいいくかん 第4避難場所・・・体育館

1 1 矯正教育

(1) 生活指導

生活指導とは、君が社会の一員として自立した生活を送るための基本的な知識や生活態度を身につけることを目的に行います。生活指導は、生活全般にわたって、多くの教育活動に含まれており、少年院生活の基盤といえるものです。

ア 基本的生活訓練

集団行動訓練、オリエンテーション、課題作文、課題学習

個別面接、マナー講座

イ 問題行動指導

日記指導、個別面接、課題作文、社会人基礎力指導

ウ 治療的指導

認知作業トレーニング（コグトレ）、認知機能向上トレーニング（コーディネーショントレーニング）、個別面接、マインドフルネス、読書指導

エ 被害者心情理解指導

講話、課題図書、視聴覚教材を用いた指導、ロールレタリング

オ 保護関係調整指導

保護者参加型プログラム、個別面接、ロールレタリング

カ 進路指導

個別面接、視聴覚教育、ハローワーク見学、職業講話

キ 特定生活指導

被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、

家族関係指導、交友関係指導、成年社会参画指導

(2) 職業指導

職業指導は、君たちが出院後に働く意欲を高め、仕事に役立つ知識や技能を身に付ける

ためのものです。

また、職業指導は、少年院の外で行うこともあります。

ア 職業生活設計指導

農園芸コース（農業・園芸）

手工芸コース（陶芸・木工）

職業生活技能向上指導科（教科班）

イ 職業能力開発指導

生活関連サービス科（洗濯）

ウ 資格取得講座

刈払機取扱作業安全衛生教育

危険物取扱者試験講座

エ 職業指導の注意事項

職業指導の実習の中には、けがにつながる危険な作業もありますので、指導する職員

の指示を必ず守り、安全に学習することを常に心掛けてください。

オ 職業能力習得報奨金

職業能力習得報奨金は、職業上有用な知識や技能の習得状況等を評価した

成績に応じて、月ごとに決定されます。出席日数が15日に満たない場合支給されないの

で注意してください。職業能力習得報奨金は、原則として出院時に支給されます。

ただし、使用の目的が、自弁により使用や摂取（食べたり飲んだりすること）が認めら

れている物品又は出院の際に必要と認められる物品の購入、その他相当なものであると

認められた場合、出院前に申出の額の全部又は一部の支給を受けることができます。この

場合、職業能力習得報奨金の金額から、支給額に相当する金額を減額することとなり

ます。

(3) 教科指導

ア 補習教育指導

中学校を卒業している人たちは、今後高校や専門学校に進学をするため、又は仕事に就くために必要な学力を身に付けることを目的とした補習教育を行うことになります。

自分の学力を把握した上で、少しでも学力を向上させるよう、計画的に学習を進めていきましょう。

学力テストとして、毎月、漢字と計算のテストを実施しています。また、希望者を対象に、年に3回漢字能力検定の受検機会を設けています。

イ 義務教育指導

義務教育を修了していない人には、義務教育で学ぶ教科についての指導があります。

ウ 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を中退しているなどのために、大学や専門学校等の受験資格がない人に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。

合格者は大学、短期大学、専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者と認定されるので、就職や各種の資格試験などにも活用できる場合もあります。

年2回（8月、11月）実施しています。受験は自費（自分のお金）となります。受験を希望する人は、受験希望者の募集時に、職員に申し出ましょう。

(4) 体育指導

基本的に体育は寮別体育として、集団寮ごとに行います。体力づくりとともに、ルールを守る態度や、協調性を身に付けることを目的に実施します。種目は次のとおりです。

基礎体力づくり：持久走、筋力トレーニング、サーキットトレーニング

種目：ソフトバレーボール、ポートボール等

(5) 特別活動指導

特別活動指導は、君たちの感情を豊かにし、自主性や協調性を育てるための教育です。

真剣に取り組み、協力し合う姿勢や責任感を学びましょう。また、協力してくださる外部の人たちへの感謝の気持ちを持って取り組むようにしましょう。

ア 自主的活動

計画学習、役割活動、レクリエーション、ホームルーム、環境美化

イ 情操的活動

音楽指導、読書指導、時事指導

ウ 行事

観桜会（写生会）、開院記念行事、運動会、収穫祭、二十歳の集い

エ 社会貢献活動

福祉施設備品清掃ボランティア作業、院外清掃活動

(6) けがをしないための備え

教育活動の中には、危険を伴う作業や、身体接触のある体育種目など大きなけがや事故に

つながるおそれのあるものがあります。指導する職員の指示を必ず守り、安全確認や準備

運動をしっかりと行いましょう。

12 運動時間・余暇時間・計画学習

単独寮と集団寮の生活の両方に、運動時間と余暇時間が設けられています。

(1) 運動時間

ア 午前又は午後に、おおむね1時間程度の運動の時間があります。希望しない人は運動をしなくても構いませんが、健康のためにできるだけ運動をするようにしましょう。

なお、体育指導のある日は運動は実施しません。

イ 運動終了後は、体調を崩さないよう、速やかに体を拭き、着替えを行ってください。

(2) 余暇時間

余暇の時間帯は、自主学習、テレビ視聴、漫画本及び新聞の閲覧などができる自主的な時間です。もちろん集団で生活をしているので、余暇時間であってもルールがあり、遵守事項は守らなければなりません。皆さんも、社会に戻ってから規則正しい生活のリズムを作り、心身ともに健康で過ごせるようにするため、職員の助言を受けながら、余暇時間帯を有意義に活用するように努めていきましょう。

(3) 計画学習

計画学習の時間は、職員から個別に与えられた課題や各種教科学習等に取り組み、時間をむだに過ごすことのないようにしましょう。

1 3 保健衛生

(1) 運動

運動は、病気にならない健康な体作りのために大切です。運動時間を有効に活用しましょう。また、運動中は職員に対して不要に話し掛けたり、他の在院者の迷惑となるような行為はしないようにしましょう。

(2) 清潔の保持

集団生活を明るく送るためには、心身ともに健康でなければいけません。手洗いやうがいをする習慣を身に付け、食後には歯磨きを行い、身体を清潔にして病気にかからない体作りをめざしましょう。また、身の回りの整理整頓や清掃を行い、常に清潔な環境で生活するようしましょう。

(3) 入浴

入浴については、「3 単独寮における生活要領（2）ク 入浴」と同じです。

(4) 調髪及びひげそり

ア 理髪

おおむね毎月1回、各寮で実施します。そのほか、外部の理容師による調髪が実施される場合があります。

なお、特別な事情がある場合に必要と認められれば、自弁による理髪が許されることもあります。

イ 爪きり、ひげそり

原則として、指定した日に行います。ひげそりをする時は、もみあげから下のみをそるよう to してください。使用後は、ひげそりの掃除をしましょう。爪切りは、爪を伸ばしすぎたり、切り過ぎがないようにしましょう。

14 医療

少年院では、規則正しい生活をし、食事や運動を行い、健康的な生活を送っています。それでも、けがや病気で体調を崩す場合があります。体調が悪い場合は、すぐに職員に申し出ましょう。

(1) 健康診断

健康診断や健康診断の実施のために必要な採血、エックス線撮影などの医学的処置については拒むことはできません。

(2) 診療

体調不良などで医師の診察を希望する場合、診察が行われます。

ア 定期診察は週1回です。所属寮によって曜日が決められています。職員が診察の希望の有無を確認します。

イ 歯科治療は毎月1回実施しています。歯が痛くて生活に支障がある人が対象です。

ウ 医師が診断し、必要に応じて薬を処方します。処方された薬は、決められた量や使用方を守りましょう。

エ 投薬を受けている人は、処方薬の残量を確認しておきましょう。

オ 必要に応じて、医師から行動、運動、入浴についての指示があります。指示を守って生活しましょう。

(3) 指名医による診療

診療は、原則として少年院の医師あるいは少年院が依頼した外部の医師又は歯科医師が行います。ただし、特別な理由がある場合には、それ以外の医師を君が指名して、その診療を受けることが許されることがあります。これを「指名医による診療」といいます。この場合の診療に要した費用は医師の交通費を含めすべて君の負担となり、健康保険制度の適用対象外となります。

指^し名^{めい}医^いによる^{しんりよう}診^{しん}療^{りよう}が^{ゆる}許^{ゆる}されるためには、いくつかの^{じょうけん}条^{じょう}件^{けん}がありますので、^{きぼう}希^き望^{ぼう}する^{ひと}人は
職^{しよく}員^{いん}に^{もう}申^でし出^でてください。指^{して}定^{てい}の^{しよめん}書^{さく}面^{せい}を^{ていしゆつ}作^{てい}成^{しゆつ}・^{しめい}提^{しめい}出^いしてもらうこととなります。指^{しめい}名^{めい}医^いに
よる^{しんりよう}診^{しん}療^{りよう}が^{きよか}許^{きよ}可^かされるかどうかの^{ちようさ}調^{おこ}査^なを^{けつてい}行^うい^え決^け定^つした上で、^し結^け果^つについてお知^しらせします

。

15 面会や手紙など

少年院では、家族の様子や被害者との損害賠償などの交渉について知る手段は限られます。その中で面会や手紙のやりとりが大切な手段となります。君の社会復帰にとって、とても大切な機会ですから、積極的に活用しましょう。

(1) 面会

ア 面会できる人

面会は、次の（ア）から（ウ）に示した人とは原則として許されます。また、それ以外の
人から面会の申出があった場合においては、君が健全な社会生活を営むために必要な援助
を受けることや、面会をすることを必要とする事情があって、かつ、その面会により少年院
の規律や秩序を乱されるおそれや、君の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれが
ないと認める場合は、面会が許されることがあります。

(ア) 君の保護者等

君の保護者、配偶者（結婚の届出をしていなくても、事実上結婚関係と同様の事情にあ
る者を含みます。）、親族です。

親族とは、6親等内の血族（父母、祖父母、子、孫、兄弟、姉妹、おじ、おば、甥、
姪、いとこなど）と3親等内の姻族（妻の父母、妻の兄弟姉妹など）のことです。

※ただし、これらの人であっても、必ず面会できるとは限りません。

(イ) 君の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に関する用務の処理のため

面会することが必要な人

君にとっての結婚関係の調整、裁判の遂行、修学又は就職の準備等を行うために
面会することが必要と認められる人のことです。

(ウ) 君の改善更生に役立つと認められる人

君の保護司であった人、出院後に雇用しようとする人など、その人と面会することが君
の改善更生に役立つと認められる人のことです。

イ 面会の相手方の届出

入院時に「面会・信書の相手方届出票」を提出してもらいます。君が在院中に面会や、手紙のやりとりをする希望や可能性のある人の氏名、年齢、君との関係、住所、職業、目的などを記入してもらいます。決してうそを書いてはいけません。また、必要に応じて、その他の必要な書類等を提出してもらうこともあります。なお、届出をしたからといって、必ず面会が認められるわけではありません。

ウ 面会できる日時、回数及び人数、面会の場所等

(ア) 面会は、原則として行政機関の休日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）にはできません。ただし、事情によってはこれらの日にも許可される場合があります。

(イ) 面会ができる時間帯は午前9時から午後4時までです。（午後零時から午後1時までの間は除きます。）

(ウ) 面会は、付添人等又は弁護士等を除いて、1か月に2回まで行うことができます。

(エ) 面会時間は、30分までですが、都合により短縮される場合や事情により延長を認める場合があります。

(オ) 1回に面会できる人数は5人までです。

(カ) 面会に際しては、次の場合を除き、原則として職員が立ち会い、必要に応じて、録音・録画を行うこともあります。

・付添人等（付添人又は付添人になろうとする弁護士）又は弁護士など

・君に対するこの少年院の長の措置や、君が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方

公共団体の職員

・君に対するこの少年院の長の措置や、君が受けた処遇に関して職務を遂行する弁護士

エ 面会時の心得

(ア) 面会時間は限られているので、会話の内容をあらかじめ考えておくなどして、要領よく話をするようにしましょう。

(イ) 面会のときは、日本語を使います。ただし、外国語で話す必要があるときは、事前に職員に申し出ましょう。

(ウ) 大声を出したり、相手を脅したりなどしないよう穏やかに話すようにしましょう。

(エ) あらかじめ許可を受けたもののほか、面会をする部屋には、書類、メモ又はその他の物を持ち込んではいけません。

(オ) 次のようなときは、発言を制止し、面会を一時停止し、面会を終了することがあります。

① この少年院の面会の実施方法等に違反したとき

② 会話の内容が次のようなものであると認めたとき

- ・ 暗号を使用するなど職員が理解できない内容
- ・ 犯罪や非行をそそのかしたり、その手段、方法に関する内容
- ・ 職員や建物の配置など、この少年院の警備に関する内容
- ・ この少年院に収容されているほかの少年に関する内容
- ・ 君の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれのある内容
- ・ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに外れた内容

(2) 手紙

ア 手紙の発受（手紙を出したり、受けたりすることです。）ができる人

手紙の発受は、次の（ア）や（イ）の人たちとは行うことができません。

（ア）犯罪性がある人

（イ）手紙のやりとりをすることにより、この少年院の規律や秩序を害し又は君の矯正教育

の適切な実施に支障を生ずるおそれがある人

※ただし、(ア)や(イ)の人であっても、その人が君の保護者等(15の(1)の(ア)で説明した人です。)であるときは内容に問題がなければ認められます。また、結婚関係の調整、裁判の遂行、進学・復学又は就職の準備など、君の身分上、法律上、教育上、又は職業上の重大な利害に関係する事柄の処理のための手紙のやりとりをする場合には、同じように内容に問題がなければ認められます。

イ 手紙の相手方の届出

面会の部分(15の(1)のイ)で説明したとおりです。

ウ 手紙の作成要領及び発受の方法

(ア)手紙を書く際には職場の上司、親、兄弟、保護司の先生など、相手に応じてふさわしい表現を使うことや、相手の気持ちや立場を考慮して書くためにも、手紙を発信するときには、事前に下書きを書いてもらいますので、職員に申し出て下書き帳を受け取ってください。

(イ)手紙は、必要に応じて、職員が内容を検査しますので、発信については封をしないで提出してください。

(ウ)手紙は下書きも含めて作成できる場所は居室内のみで、作成してよい時間は余暇時間です。また、余暇時間であっても寮ホールでの作成は認められていません。

(エ)手紙は毎週月曜日及び木曜日(祝日の場合は次の平日)の午後1時から午後3時の間に出すことができます。ただし、緊急の場合はいつでも発信できますので、職員に申し出てください。

(オ)手紙の発信は一回につき3通までで、一封信あたり便せんは7枚までに収まるようにしましょう。便せん1枚あたりおおむね400字程度を目安にし、欄外、裏面等への記載は認められません。

(カ)手紙は必ず、黒のボールペンを使用し、大きく読みやすい字で書きましょう。

(キ) 手紙は原則として日本語で書きます。外国語を使用する必要性のある人は、職員に相談
しましょう。

(ク) 手紙は原則として、通常郵便による発信となります。速達、書留の発信をしたい人は、
あらかじめ申し出て下さい。

(ケ) 手紙を出す相手と一緒に生活していない人に対する手紙を同封してはいけません。

エ 手紙の内容による制限

発受する手紙を検査した結果、内容が次の(ア)～(ク)に該当する場合は、その発受を
差し止めるか(手紙全体について発受を許さないこと)、手紙の一部を切り取ったり、塗りつ
ぶしたりすることがあります。

(ア) 暗号の使用などで文章の意味が分からないもの

(イ) 手紙の発受により法律に違反することになるもの

(ウ) 手紙の発受により犯罪や非行を助けたり、誘ったりするおそれがあるもの

(エ) 職員や建物の配置など、この少年院の警備に関するもの

(オ) この少年院に収容されているほかの人に関するもの

(カ) 脅迫、又は明らかな嘘の記述により、手紙を受ける人を不安にさせたり損害を与えるお
それがあるもの

(キ) 手紙を受ける人を著しく侮辱するもの

(ク) 手紙の発受により、君の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるとき

なお、発受が禁止された手紙、差し止めた手紙、削除した手紙の一部分、抹消した手紙の
コピーについては、この少年院で保管し、原則として出院時に、君又は君の親権を持つ人
に渡すことになります。ただし、交付することにより、君の犯罪や非行を手助けするような
内容のあるものについては、渡さない場合もあります。

オ その他

手紙の発信に必要な費用(切手代、便せん、封筒)は、原則として君の負担になります。も

し、領置金不足等の理由でこれらの物が購入できない場合は、職員に相談してください。

(3) 電話

ア 電話の使用が許される場合

電話の使用は、君の改善更生又は円滑な社会復帰に役立つと認められるときに許されます。

イ 電話の使用の申出

電話を使用することを希望する人は、職員に申し出てください。所定の用紙に記載してもらいます。

ウ 電話の使用方法

(ア) 電話をかける日時は、君の希望も考えながら、指定します。

(イ) 電話の接続の確認は、職員が行います。職員が電話口に出た人が間違いなく電話の相手方であることを確認できるまでは、会話をすることはできません。

(ウ) 電話の時間は、30分以内です。

(エ) 電話に際しては、必要に応じて、職員が通話内容を聴き取ったり、録音したりします。

職員が聴き取ったりしない場合には、電話終了後に会話内容を君から教えてもらうことがあります。職員が聴き取ったりしない場合でも、次の電話による通信の心得を必ず守るようにしましょう。

(オ) 専用のプリペイドカードを購入して電話を使用します。

エ 電話による通信時の心得

(ア) 電話のときは、通話は無駄を省き要領よく話して定められた時間内に終わるようにしましょう。

(イ) 許可を受けずに外国語で話したり、又は隠語やあいことばを用いるようなことは禁止します。

(ウ) 大声を出したり、相手を脅したりなどしないよう穏やかに話しましょう。

(エ) 電話のとき職員の指示に従わず、又は次のいずれかに該当する言動があったときは、

はつげん せいし でんわ いちじていしました ちゅうし
発言の制止、電話の一時停止又は中止をすることがあります。

① でんわ しょうほうほうとう いはん こうい
電話の使用方法等に違反する行為をするとき

② かいわ ないよう つぎ みと
会話の内容が次のようなものであると認められるとき

・ あんごう しょう しょくいん りかい ないよう
暗号を使用するなど職員が理解できない内容

・ はんざい ひこう しゅだん ほうほう かん ないよう
犯罪や非行をそそのかしたり、その手段、方法に関する内容

・ しょくいん たてもん はいち しょうねんいん けいび かん ないよう
職員や建物の配置など、この少年院の警備に関する内容

・ この少年院に収容されている他の在院者に関する内容

・ きみ きょうせいきょういく できせつ じっし ししょう しょう ないよう
君の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれのある内容

・ とくてい ようむ しょうり ひつよう りゆう ゆる でんわ ようむ
特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された電話において、その用務

の処理のため必要な範囲を明らかに外れた内容

(オ) しょくいん でんわ いちじていしました ちゅうし めい ただ し したが
職員が電話の一時停止又は中止を命じたときは、直ちにその指示に従わなければなりません。

(カ) きょか う でんわ へ や しょうい また た もの
あらかじめ許可を受けたもののほか、電話をする部屋には、書類、メモ又はその他の物を
もちこ 持ち込んではいけません。

(キ) つうわ もち げんご げんそく にほんご にほんご かい がいこくじん しんぞくまた
通話に用いる言語は、原則として日本語です。ただし、日本語を解さない外国人の親族又

はしゃかいふつき とく ひつよう みと ひと でんわ しょう もう こ さい しょくいん
は社会復帰のために特に必要と認められる人については、電話の使用を申し込む際に職員
そうだん
に相談してください。

16 面接・相談

(1) 少年院の職員

君が、少年院で生活していると、いろいろな悩みや心配事が出てくるかもしれません。例えば、ほかの人との対人関係や出院後の進路、交友関係のこと、あるいは家族のことなど、いろいろあるでしょう。自分一人だけで悩んでいてもなかなか解決しませんから、個別担任をはじめとする職員にまず相談に乗ってもらいましょう。適切な助言がもらえることと思います。職員との面接・相談においては、遠慮しないで自分の悩み、心配事、考えなどを率直に伝えるようにしましょう。

(2) 篤志面接委員

篤志面接委員の中には、カウンセリングや個別面接を行い、君の悩みや抱えている問題を一緒に考えてくれる人がいます。専門的な知識や経験を生かしながら、生活面や進路、家族関係等を、面接を通して解決や努力の方向を教えてください。また、個別面接だけでなく、仕事等でもお世話になることがあります。

(3) 教誨師

少年院には「教誨師」と呼ばれる宗教家の方がいます。仏教やキリスト教など、宗教的な立場から面接や講話をしていただきます。個別に被害者や家族の命日法要なども行っています。

17 物品の貸与及び支給

少年院における日常生活に必要なもの（以下（１）、（２）、（３）に記載するもの）は、当
から貸与又は支給されます。

また、室内装飾品やお菓子など（以下（４）に記載するものです。）についても、貸与又は
支給されることがあります。

貸与又は支給される物品の種類や数量など、詳細については、別添の給貸与品一覧表に
記載してありますので、よく確認しましょう。

ただし、自弁の物品（１８「自弁物品の購入、差入れ」で説明します。）を使用、摂取する
ことを許されている場合は、その物品については、貸与又は支給されません。

なお、月１回実施する給貸与品検査では、物品の数や清潔さ、整理整頓の状況、名前の
記入などについてチェックしますので、日頃からきちんと管理するようにしましょう。

（１）衣類及び寝具

貸与される衣類及び寝具は、大切に使うようにしましょう。職員に無断で、自分の好みに合
わせて衣類を改造したり、ほかの人と交換したりしてはいけません。

ほころびができたものやボタンが取れた場合は、職員に申し出た上で、自分で補修しまし
う。サービス科（洗濯）で洗うもの以外は集団寮で洗濯します。いつも清潔なものを身に付
けるようにしてください。

また、服装は、教育活動の内容や季節によって指定されますので、正しい服装を心がけて
ください。

（２）食事及び湯茶

食事は、君の健康を守るために、必要な栄養量を計算したものが支給されます。食事のマ
ナーを守り、好き嫌いなく、残さず食べるように心がけましょう。

（３）日用品、学用品その他の物品

貸与又は支給される数量や、使用期間が定められているものがありますので、別添１給

貸与品一覧表をよく確認し、計画的に使用するようにしてください。

万が一、次に支給されるまでの間になくなってしまった場合は、ほかの人のものを借りたり取ったりせず、職員に申し出てください。

(4) 室内装飾品、お菓子など

カレンダーについては、原則貸与されます。また、お菓子やジュースなどは、休日や行事の日などに支給されることがあります。

18 自弁物品の購入、差入れ

入院したときに君が持っていた物品や、当院の中で君が購入した物品、誰かに差し入れてもらった物品などを、「自弁物品」といいます。

(1) 購入できる物品

当院で購入が可能な物品は、別添2 自弁物品許可一覧表のとおりです。毎月中旬に、寮の職員が購入希望を確認しますので、希望がある人は、そのときに申し出て、「自弁物品購入申請書」を記載してください。購入するためのお金は、君が当院において保管している領置金から差し引きますので、領置金の残高や残りの在院期間などを考えながら、無駄に購入することのないように気を付けてください。

なお、購入した物品のすべてについて、当院で使用できるわけではありません。購入した物品を使用したい場合は、物品が当院に届いた後に、職員に申し出てください。君がその物品を使用することが適当であると認められた場合に、その物品が君に渡されることとなります（渡されなかった場合は、当院の倉庫で大切に保管し、君が出院するときに、君や保護者の方に渡します）。

(2) 差し入れてもらえる物品

保護者などから差し入れてもらうことができる物品についても、別添の自弁許可物品一覧表に記載してありますので、確認しましょう。

差入れをしてもらえる人は、保護者や学校の先生、君を雇用してくれる人、保護司などです。それ以外の方が君に差入れをしようとした場合、お断りすることがあります。

なお、先ほどと同じで、差し入れてもらった物品のすべてについて、実際に君が使用できるとは限りません。使用したい場合には、職員に申し出てください。君がその物品を使用することが適当であると認められた場合に、その物品が君に渡されることとなります（渡されなかった場合は、当院の倉庫で大切に保管し、君が出院するときに、君や保護者の方に渡します）。

19 自弁物品等の取扱い

じべんぶつぴんとう とりあつか

きみ じべんぶつぴん かね どういん りょうち
君の自弁物品やお金は、当院において領置されます。

じべんぶつぴんとう しょう はいき ほごしや いえ も かえ
自弁物品等を使用したいときや廃棄したいとき、保護者に家に持ち帰ってもらいたいときな

どは、きめられた てつづき おこな ひつよう い か かくにん
どは、決められた手続を行う必要がありますので、以下をよく確認してください。

(1) 領置とは

りょうち どういん なか きみ じべんぶつぴん かね ほかん
「領置」とは、当院の中で君の自弁物品やお金を保管することをいいます。

きみ かね りょうち どういん ほかん こ たいせつ ほかん きみ じべんぶつぴん りょうち
君のお金は領置し、当院の保管庫で大切に保管します。また、君の自弁物品についても領置

しますが、じべんぶつぴん きみ しょうじ かんり ばあい どういん りょうちそうこ ほかん ばあい
自弁物品については、君が所持して管理する場合と、当院の領置倉庫で保管する場合
とがあります。

(2) 領置されているお金（領置金）を使用したい場合

じべんぶつぴん こうにゆう ばあい しかくしけん じゅけんりよう しはら ばあい ひつよう ばあい りょうちきん
自弁物品を購入する場合や資格試験の受験料を支払う場合など、必要がある場合は領置金

しょうじょう しょうじょう てつづき もくてき こと
を使用することができます。使用する手続については、その目的によって異なりますので、

しょくいん しじ したが
職員の指示に従ってください。

(3) 自弁物品を所持して使用する場合

きみ じべんぶつぴん きほんてき どういん りょうちそうこ ほかん きみ じべんぶつぴん
君の自弁物品は、基本的には当院の領置倉庫で保管しますので、君がその自弁物品について、

じぶん しょうじ しょうじ おも しょくいん もう で じべんぶつぴんしょうもうしでしょ きさい
自分で所持して使用したいと思ったときは、職員に申し出て、「自弁物品使用申出書」を記載
してください。

じべんぶつぴん きみ しょうじ ばあい きよしつない ほかんよう はこまた してい たな しゅうのう
自弁物品を君が所持する場合は、居室内にある保管用の箱又は指定された棚に収納してく

ださい。また、ゆうけん きょうかんしつ ほかん しょうじ きみ かず かくにん
また、郵券については教官室で保管することとし、使用するたびに君に数の確認をし
てもらいます。

しょうじ じべんぶつぴん ひと もの くべつ しめい きさい しめい
また、所持する自弁物品については、ほかの人の物と区別するため、氏名を記載したり、氏名
を記載した布やテープを貼り付けたりしますので、職員の指示に従ってください。

じべん いるい きみ どうい え うえ たいよ いるい
自弁の衣類、タオル、ハンドタオルについては、君の同意を得た上で、貸与されている衣類

など いっしょ どういん せんたくき せんたく しょうじ じべんぶつぴん こわ
などと一緒に当院の洗濯機で洗濯をします。所持する自弁物品については、なくなったり壊れ

たりしないように十分注意して、君が管理するようにしてください。

(4) 領置できる量と所持できる量

当院で領置倉庫に保管できる物品の量は、53.4リットル（ブルーボックス2箱）までであり、それを超えた量を保管することはできません。また、居室に所持できる量は52.5リットル（ブルーボックス1箱と手提げ袋1個）までであり、それを超えた量を所持することはできません。

居室で所持できる量を超えたときは、超えた分の物品を領置倉庫に保管することになります。領置倉庫に保管できる量を超えたとき、保護者に持ち帰ってもらったり（「宅下げ」といいます。）、廃棄したりすることが必要になります。この場合は、職員から指示がありますので、指示に従って手続をしてください。また、日頃から、すぐに使わない物品は領置倉庫に保管しておくことや、必要のない物品は宅下げすることを心掛けましょう。

なお、君が自弁物品を購入することによって、君の自弁物品の総量が上限を超える場合には、購入が認められないことがありますので、注意してください。

(5) 領置倉庫に保管したい場合、宅下げをしたい場合、廃棄したい場合

ア 所持する自弁物品を領置倉庫に保管したい場合は、職員に申し出て、「領置倉庫保管申出書」を記載してください。

イ 所持する自弁物品や領置倉庫に保管している自弁物品について、保護者などに持ち帰ってもらいたい場合は、「宅下げ申請書」を記載し、許可を受けてください（許可されないこともあります）。また、面会の直前に申し出ても、すぐに対応ができないので、早めに申し出るようにしてください。

ウ 自弁物品が破れてしまったり壊れてしまった場合に、廃棄したいと思ったときは、勝手に捨ててしまわずに、必ず職員に申し出てください。どういう状況で破れてしまったりしたのかを確認した上で、「自弁物品廃棄申出書」を記載してもらいます。

自弁の歯磨き粉や石けんなど、消耗品類についても、使い切った場合は勝手に捨てずに、

職員に伝えてから捨てるようにしてください。

(6) その他の留意事項

ア 入院したときに君が持っていた物品が、次に該当する場合は、当院において領置することができないので、保護者などに持ち帰ってもらったり、廃棄する必要があります。

1 か月以内に、君がその物品を保護者などに持ち帰ってもらったり、廃棄したりしない場合は、当院において、その物品を売却してその代金を領置することになります（売却することができないものは、廃棄します）。

(ア) 保管に不便なもの（動物、収納できない大きさの物品等）

(イ) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの（生もの等）

(ウ) 危険を生ずるおそれがあるもの（火薬類等）

イ 君に差し入れられた物品が、腐敗するものであったり、自弁物品として認められていないものであったりした場合は、当院において領置することができません。そのときは、差入れをした人に、その物品を引き取ってもらうことになります。

ただし、その人が引き取らなかった場合は、君に対して、保護者などに持ち帰ってもらうよう手続をすることや、廃棄することを求めますので、必要な手続をしてください。君が必要な手続をしない場合は、当院においてその物品を売却してその代金を領置することになります（売却できないものは、廃棄します）。

ウ 差し入れられた物品について、君が受け取りたくないと思ったときは、差入れがあったと知ったときや、領置の手続をするときに、「領置したくありません（受け取りたくありません。）」と職員に申し出てください。その場合は、差入れをした人にその物品を引き取ってもらいます。君が受け取りを拒否した場合、その物品は出院後も君に渡されることはありませんので、注意してください。

しよせきとう としよ ざっし ぶんしよ と が えつらん
20 書籍等（図書、雑誌、文書図画のことです。）の閲覧

しょうねんいん しよせきとう
(1) 少年院の書籍等

ほん よ みな ちしき ほうふ おお かんどう え としよしつ
本を読むことは、皆さんの知識を豊富にし、多くの感動を得ることにつながります。図書室
には、皆さんのために用意した書籍等がありますので、積極的に本を読むようにしましょう。
どくしよ しよせきとう こうかん さい い か き
読書や書籍等の交換の際は、以下のことに気をつけましょう。

ア どくしよ よ か じかん きよしつたい き じかんたい おこな がくしゅうじかんたい がくしゅう かん
読書は、余暇時間、居室待機の時間帯に行うことができます。学習時間帯は、学習に関
する図書や雑誌等の利用のみ認められます。

イ しよせきとう か しだ しゅう かいじっし か さっすう さつ
書籍等の貸出しは、週1回実施されます。借りることのできる冊数は6冊までです。

ただし、じべん しよせき も ひと あ さつ か
ただし、自弁の書籍を持っている人は、合わせて6冊まで借りることができます。

ウ らくが こい はそん はんそくこうい しよせきとう こうかん ぜんご らくが はそん
落書きや故意に破損させることは反則行為です。書籍等の交換の前後で、落書きや破損が
ないかかくにん さい らくが はそん はっけん ばあい しょくいん ほうこく
確認してください。その際、落書きや破損を発見した場合は、職員に報告してくださ
い。

エ じぶん か しよせきとう ひと またが
自分が借りた書籍等を、ほかの人に又貸ししてはいけません。

じべんしよせきとう
(2) 自弁書籍等

けんさ
ア 検査

じべんしよせきとう すべ ないよう けんさ きみ けんぜん いくせい やくだ みと
自弁書籍等は、全ての内容を検査し、君の健全な育成に役立つと認められるものや、
しょうねんいん きりつ ちつじょ がい けっか かのうせい きみ きょうせいきょういく てきせつ じっし ししゅう
少年院の規律や秩序を害する結果となる可能性や、君の矯正教育の適切な実施に支障を
しょう かのうせい よ
生ずる可能性のないものを読むことができます。

ばあい いちぶ き と ぬ け きみ どうい
なお、場合によっては、一部を切り取ったり、塗り消したりすることがあります。君が同意
しないときは、その書籍等は読むことができません。

じべんしよせきとう う と
イ 自弁書籍等の受け取り

じべん としよ ざっし
① 自弁の図書と雑誌

じべん としよ ざっし まいつき かい うけつけび こうにゅう もう こ さしい ほうほう う
自弁の図書と雑誌は毎月1回の受付日に購入を申し込むか、差入れによる方法で受け
と こうにゅうもうしこ さい てつづきほうほう もうしこ さっすう かくにん きみ ほ
取ることができます。購入申込みの際は、手続方法や申込み冊数をよく確認し、君が欲

しい本が何か職員に分かるよう書籍名や号数を記載しましょう。なお、受付後の変更や
取り消しはできません。また、購入しても、検査の結果によっては読むことができない場合
があります。

② 写真

写真はその他の文書図画などの図書などと同じ扱いになります。交付できる写真は
通常のプリント写真のみ。シールなど加工してあるものは除きます。所持可能数量は
10枚となっています。

③ 自弁の文書図画（パンフレット、写真等のことです。）

自弁の文書図画は差入れによる方法でのみ受け取ることができます。

ウ 読むことのできる自弁書籍等

読むことのできる自弁書籍等は、君が閲覧することを許されたものですので、ほかの人に
貸したりしてはいけません。

（3）新聞

社会の動きを知することは、とても重要なことです。今後、社会人として生活していく上で
は、社会状況や時事問題を知ること大切で。

ア 読むことのできる時間帯は余暇時間です。一人当たりの閲覧時間は15分ですが、人数が
多いときには当日の新聞のみ短時間で回すこともあります。

イ 落書きや故意に破損させることは反則行為です。落書きや破損を発見した場合は、職員に
申し出ましょう。

2 1 しょう 賞

しょうねんいん せいかつ いよくてき と く い か ようけん あ せいか ひと
少年院の生活に意欲的に取り組み、以下の要件に当てはまる成果のあった人については、

しょう あた しょう あた けつてい しょう じゅよ
賞が与えられることがあります。賞を与えることが決定すると、賞が授与されます。

- (1) ゆうとうしょう そうごう ひょうか かいう ばあい
優等賞：総合「B」評価を5回受けた場合
- (2) せいれいしょう そうごう ひょうか かいう ばあい
精励賞：総合「B」評価を3回受けた場合
- (3) どりよくしょう はじ そうごう ひょうか う ばあい
努力賞：初めて総合「B」評価を受けた場合
- (4) ぜんこうしょう た ざいいんしゃ もはん こうどう み ばあい
善行賞：他の在院者の模範となるような行動が見られた場合
- (5) ぎのうしょう しかくしけん ごうかく ばあい
技能賞：資格試験に合格した場合
- (6) そのたの しょう た じゅしょう みと ばあい
その他の賞：その他、受賞するにふさわしいと認められた場合

22 宗教上の行為

しょうねんいん きょうかいし こうわ しゅうきょうぎょうじとう じゅうさんか
少年院では、教誨師による講話や宗教行事等があり、自由に参加できます。

(1) 一人でいう宗教上の行為

きみ よ か じかん ひと れいはい しゅうきょうじょう こうい おこな ばあい おおごえ そうおん はつ
君が余暇時間に一人で礼拝など宗教上の行為を行いたい場合には、大声や騒音を発する

た ざいいんしゃ めいわく じゅうぶんちゅうい おこな
など、他の在院者の迷惑とならないよう十分注意して行うようにしてください。

(2) 宗教上の儀式行事及び教誨

ア 個人に対する教誨（個人教誨）

きみ こじんてき なや しゅうきょう たよ ざいいんちゅう かぞく し せつ
君が個人的に悩みがあって宗教に頼りたいとき、在院中に家族の死に接したとき、
ひがいしゃ めいにち さい めいふく いの こじんてき きょうかい う ひと
被害者の命日などに際して、その冥福を祈りたいときなどに個人的に教誨を受けたい人は、
しょくいん もう で みやがわいりょうしょうねんいん きょうかいし しゅうはとう か き
職員に申し出てください。なお、宮川医療少年院の教誨師の宗派等は、下記のとおりです。

ぶつきょう きょう てんりきょう
仏教、キリスト教、天理教です。

イ 宗教行事

しゅうきょうじょう いっぱん かんしゅう したが うらぼんほうよう かい ねんじゅうぎょうじ おこな
宗教上の一般の慣習に従い、盂蘭盆法要、クリスマス会が年中行事として行われ
ます。

23 36 条 調査（保護観察官面接）・25 条 調査（委員面接）

皆さんは、^{みな} 出 院（^{しゅついでん} 仮退院）するまでに中部地方更生保護委員会（以下「委員会」という。）^{ちゅうぶちほうこうせいほごいいんかい} の職 員（^{しよくいん} 調査（^{ちようさ} 面接（^{めんせつ} 面接）を受けることとなります（面接回数は人によって違います。）。調査・面接
によって、出 院（^{しゅついでん} 仮退院）させることが適当かどうかの判断が行われます。

（1）36 条 調査（保護観察官面接）

- ア 面接の時期は、おおむね入院後6か月の時期に行われます。
- イ 面接の目的は、中部地方更生保護委員会に所属する保護観察官が来訪し、出 院（^{しゅついでん} 審査の
準備（^{じゅんび} 行うためです。その後行われる委員による調査の資料になります。
- ウ 面接の主な内容は、非行を行った動機や原因、少年院での生活状況、非行の反省や
問題点への取組状況、出院後の生活設計、被害者への対応の状況などです。
- エ 面接の準備として、「申告票」を面接日までに作成します。保護担当の職員から配布さ
れますので、記入後、寮の職員に提出してください（保護観察官に提出します。）。

（2）25 条 調査（委員面接）

- ア 委員面接は限られた人に実施します。実施する人は職員から実施日等についての説明が
あります。
- イ 面接の目的は、出 院（^{しゅついでん} 許可するかどうかを決めるために行われるものです。
- ウ 面接の主な内容は、基本的に観察官面接と同じですが、非行の反省や問題点への取組、生活
設計の具体的内容、残された課題について、より詳しい説明を求められます。
- エ 面接の準備として、委員会の職員から指定された課題を面接日まで作成します。担当の
職員から配布されますので、記入後、寮の職員に提出してください（少年院から委員会
の職員に提出します。）。
出 院（^{しゅついでん} の可否を判断する重要な面接です。1回では終わらず、必要に応じて複数回に分け
て実施されたり、課題作文を提出するよう指示されたりする場合があります。寮の職員
の説明をしっかりと理解し、十分に準備して面接に臨みましょう。

24 出 院 ・ 収 容 継 続

(1) 仮退院

かりたいいん しゅうようきかん まんりょう まえ かり たいいん しょうねんいんしゅついでんご ほ ごかんさつ
仮退院とは、収 容 期間が満 了する前に、仮に退院することで、少 年 院 出 院 後 は、保 護 観 察

う
を受けることになります。

ち ほうこうせい ほ ご いんかい かりたいいん きよ かけつてい かりたいいんまえ
なお、地方更生保護委員会から仮退院の許可決定があっても、仮退院前に、それにふさわし

くない院内生活をした場合（反則行為など）には、その決定が取り消されることがあります。

と け ばあい しゅついでんび えんきとう そ ち ばあい
また、取り消されなかった場合でも、出 院 日 の延期等の措置がとられる場合があります。

(2) 保護観察

かりたいいん ひと かなら ほ ごかんさつ う ほ ごかんさつきかんちゅう きょうつう いっぱん
仮退院した人は、必 ず保護観察を受けることになります。保護観察期 間 中 は、共 通 の一般

じゅんしゅじこう ひとりひとりこべつ してい とくべつじゅんしゅじこう してい ばあい
遵 守 事項と、一人一人個別に指定される特別遵 守 事項（指定されない場合もあります。）を

まも
守らなければいけません。これに違反したり保護司の指導・助言に 従 わなかったりすると、

しょうねんいん もど
少 年 院 に戻されることがあります。

(3) 収 容 継 続（特定少 年 は除く。）

しょうねんいん げんそく は た ち みまん しゅうねん しゅうよう しせつ まん は た ち たつ
少 年 院 は、原則としてして20歳未満の少 年 を収 容 する施設ですが、満20歳に達した

あと きょうせいきょういく けいぞく ひつよう ばあい は た ち こ しゅうようきかん えんちよう
後 も矯 正 教 育 を継 続 する必要がある場合には、20歳を超えて収 容 期間を延長すること

があります（これを「収 容 継 続」といいます。）。

えんちよう きかん まんりょう まえ かりたいいん
なお、延 長 された期間が満 了する前であっても、仮退院をすることがあります。

しゅうようけいぞく ほうほう だいひょうてき つぎ せつめい
「収 容 継 続」にはいくつかの方法があります。代表的なものを次に説明します。

ア かていさいばんしょ しんぱん けつてい ご ねんい ない は た ち ひと いんちよう しんぱん ひ
家庭裁判所の審判の決定後1年以内に20歳になる人に、院 長 が審判があつた日から

ねんかん しゅうよう けいぞく けつてい
1年間の収 容 の継 続 を決定したとき。

イ は た ち かていさいばんしょ いつてい きかん しゅうよう けいぞく けつてい
20歳になったときなどに、家庭裁判所が一定の期間の収 容 の継 続 を決定したとき。

いそう

25 移送

つぎ ばあい しょうねんいん べつ しょうねんいん うつ
次のような場合にはこの少年院から別の少年院に移って（これを「移送」といいます。）

げつていど しゅうちゅうてき きょういく う
3～4か月程度の集中的な教育を受けることがあります。

すべ ひと たいしょう
ただし、全ての人が対象になるわけではありません。

しょうねんいん しゅとく しかく しゅとく ひつよう ばあい
（1）この少年院では取得できない資格を取得する必要がある場合

とくてい せいかつしどう しゅうちゅう う ひつよう ばあい
（2）特定の生活指導を集中して受ける必要がある場合

26 社会復帰支援

(1) 修学支援

修学支援制度とは

しょうねんいん まな いちどがっこう かよ しんがく ふくがく きぼう
少年院でいろいろなことを学んで、もう一度学校に通ってみようと、進学や復学を希望し

ている人もいます。少年院には「修学支援」という制度があります。

くわ こじんはいふ しゅうがくじょうほう か
詳しくは、個人配布してある「修学情報ハンドブック」に書いてあります。これは、ほか

の人も使いますから、大切に使って下さい。

しゅうがくしえんせいど きぼう ひと しょくいん そうだん くだ
修学支援制度を希望する人は、職員に相談して下さい。

(2) 就労支援

ア 就労支援制度とは

しゅついでんご せいかつ あんてい しょうねんいんざいいんちゅう しんろ ぐたいてき かた
出院後の生活を安定させるためには、少年院在院中に進路をできるだけ具体的に固めて

おく必要があります。少年院では「就労支援」という制度があります。これは公共職業

あんていじょ れんらく と あ しょくぎょうそうだん しょくぎょうしょうかい きゅうじんじょうほう ていきょう
安定所（ハローワーク）と連絡を取り合って、職業相談、職業紹介、求人情報の提供

など、君の就職活動を応援する制度です。

しゅうろうしえんせいど う ひと しょくいん そうだん
就労支援制度を受けたい人は、職員に相談してください。

イ 就労支援制度を受けることのできる人

しゅうろうしえん う ひと つぎ じょうけん がいとう ひつよう
就労支援を受ける人は、次の（ア）から（エ）までの条件に該当することが必要となり

ます。

（ア） はたら のうりよく ゆう びょうき けんこう
働ける能力を有すること（病気などがなく、健康であること。）。

（イ） しゅうろういよく ゆう はたら きも ひと
就労意欲を有すること（働きたいという気持ちがある人。）。

（ウ） しゅうろうしえん きぼう
就労支援を希望していること。

（エ） きゅうじんしゃ しゅうしょくさき たい はんざいれきとう じょうほう かいじ ひこう ないよう しょうねんいん ざいいん
求人者（就職先）に対する犯罪歴等の情報の開示（非行の内容や少年院に在院し

ていることを知らせます。）について、君と保護者が同意していること。

ウ 準支援

求人者に対して自分の犯罪・非行歴などの情報を開示せずに支援を受けることもできます。ただし、この場合でも、ハローワークには非行の内容や少年院に在院していることの情報^{じょうほう}は伝えることとなりますので、君と保護者が同意していることが条件^{じょうけん}となります。

(3) キャリアカウンセリング

出院後の生活設計^{しゅつてい}が具体的に決まっていなかったり、なかなか意欲^{いよく}が持てていなかったりする人を対象^{たいしょう}にして、職員^{しよくいん}が相談^{そうだん}に乗ってくれます（相談^{そうだん}を受けられる人の数には限りがあります。希望^{きぼう}したからといって全員^{ぜんいん}が受けられるわけではありません。）。最終^{さいしゅう}的には自分自身^{じぶんじしん}で進路^{しんろ}を決めていきますが、専門^{せんもん}的な視点^{してん}からいろいろなアドバイスがいただけます。

(4) 通信教育^{つうしんきょういく}

在院期間中に、通信教育^{つうしんきょういく}を受けることができます。通信教育^{つうしんきょういく}には、「公費^{こうひ}」と「私費^{しひ}」の2種類^{しゅるい}があり、受講^{じゅこう}の条件^{じょうけん}が異なります。

ア 公費^{こうひ}の場合^{ばあい}

公費^{こうひ}とは、少年院^{しょうねいん}が受講^{じゅこう}に必要な費用^{ひつよう}を負担^{ひよう}するという意味です。公費^{こうひ}での受講^{じゅこう}では、受講費用^{じゅこうひよう}と切手代^{きってだい}を少年院^{しょうねいん}が負担^{ふたん}します。通信教育^{つうしんきょういく}の受講者^{じゅこうしゃ}を募集^{ぼしゅう}する時期^{じき}があるので、希望者^{きぼうしゃ}は申し出てください。種類^{しゅるい}は基本的^{きほんてき}に少年院^{しょうねいん}が示^{しめ}した範囲^{はんい}で選ぶこととなります。対象^{たいしょう}となるのは、在院中^{ざいいんちゅう}に修了^{しゅうりょう}できる見通し^{みとお}のある人^{ひと}です。希望者^{きぼうしゃ}全員^{ぜんいん}が受講^{じゅこう}できることは限りません。自分^{かぎ}の将来^{じぶん}を真剣^{しょうらい}に考え^{しんけん}、生活設計^{かえ}に見合^{こうせい}った選択^{ごしせつ}をしてください。

イ 私費^{しひ}の場合^{ばあい}

私費^{しひ}とは、自分^{じぶん}で受講^{じゅこう}に必要な費用^{ひつよう}を払^{はら}うという意味です。受講費用^{じゅこうひよう}と切手代^{きってだい}を君^{きみ}（保護者^{ほごしゃ}）が負担^{ふたん}します。希望^{きぼう}する人は、職員^{しよくいん}に相談^{そうだん}してみましょう。

(5) 外出^{がいしゅつ}及び外泊^{がいはく}

少年院在院中^{しょうねいんざいいんちゅう}に、外出^{がいしゅつ}及び外泊^{がいはく}が許^{ゆる}される場合があります。許^{ゆる}される条件^{じょうけん}は次のようなものです。

ア 出院後^{しゅつていご}に帰^{かえ}る更生保護施設^{こうせいほごしせつ}を訪問^{ほうもん}する必要がある場合^{ひつようばあい}

イ 公 共 職 業 安 定 所 を 訪 問 し た り 、 企 業 等 の 業 務 説 明 会 や 採 用 面 接 に 参 加 し た り 、 出 院 後 に

就 職 を 予 定 し て い る 企 業 等 を 訪 問 し た り す る 必 要 が あ る 場 合

ウ 学 校 等 を 訪 問 し た り 、 入 学 試 験 等 の 試 験 を 受 験 す る 必 要 が あ る 場 合

エ 社 会 復 帰 の た め に 院 長 が 必 要 と 認 め る 場 合

外 出 や 外 泊 を す る 際 に は 、 特 別 遵 守 事 項 が 決 め ら れ ま す 。 こ れ を し ら ぬ 場 合 に は 、

外 出 ・ 外 泊 は 中 止 さ れ ま す 。

2 7 退院後の相談

しょうねんいん しゅついでんご あいだ しゃかいせいかつ ふあん こうゆうかんけい しんろ
少年院を出院後しばらくの間は、社会生活になじめず不安になったり、交友関係や進路
せんたく なや おも
選択などで悩んだりすることもあるかと思います。

そのような悩みを解決するために、きみ ほごしゃ かた そうだん う つ
君や保護者の方からの相談を受け付けています。ただ
し、そうだんないよう きんせんめん くめんとう もんだい ほうりつそうだんとう
相談内容（金銭面の工面等の問題や法律相談等）によっては、う ばあい
受けられない場合があります。

そうだんほうほう でんわ めんだんまた てがみ
相談方法は、電話、面談又は手紙です。

でんわ そうだん へいじつごぜん じ ごご じ
電話による相談は、平日午前9時から午後5時までです。

でんわ しゅついでん じ つた せんよう でんわばんごう か
電話は、出 院時に伝えた専用の電話番号に掛けるようにしてください。その際、さい しめい
氏名や
ざいいんちゅう き
在院中に決めたキーワード等を答えてもらうことになります。

めんだん へいじつごぜん じ ごご じ とうじつ き たいおう ばあい
面談は、平日午前9時から午後5時までです。当日、来ても対応できない場合がありますので、
でんわ よやく
できるだけ電話で予約をしてください。

そうだん ないよう ほ ごかんさつちゅう ばあい たんとう ほ ごかんさつかん ほ ごし し
なお、相談した内容は、保護観察中の場合は、担当保護観察官や保護司に知らせたり、
ほごしゃ し
保護者にも知らせたりすることがあります。また、どの職 員が相談に応じるのかについて
きぼう そ ばあい
は、希望に沿えない場合があります。

28 苦情があるときの申出方法について

きみ しょうねんいん たいしよ しょうねんかんべつしよ う しょうく ぐじょう
君が、この少年院や退所した少年鑑別所で受けた処遇について苦情があるときは、これか
ら説明する3種類の方法で申立てができます。次にその説明をします。

(1) 法務大臣に対する救済の申出

ア 少年院在院中に申出をする場合

(ア) きみ しょうねんいん なか う しょうく ぐじょう ほうむだいじん たい しょめん
君が、この少年院の中で受けた処遇について苦情があるときは、法務大臣に対し、書面
で「救済の申出」をすることができます。

ほうむだいじん しょうねんいん かんとく ほうむしやう くに きかん ちょう だいじん
※法務大臣とは、少年院を監督する法務省という国の機関の長（大臣）のことです。

(イ) もうしで しょうとす ばあい きぼう しょくいん もうで
申出をしようとする場合は、その希望があることだけを職員に申し出てください。この
とき、申出の内容について話す必要はありません。

(ウ) きゆうさい もうしで かん わ ばあい そうだんいん しょくいん そうだん おう
救済の申出に関して分からないことなどがある場合は、相談員の職員が相談に応じて
くれますので、相談したいときは職員に申し出てください。相談員に相談した内容が他
の職員に漏れることはありません。

(エ) もうしで か しょめん ふとう い ほうむしやう はっそう はんそう げんそく じぶん
申出を書いた書面は、封筒に入れて、法務省に発送されます（発送には、原則として自分
の封筒と切手を使います。）。この少年院の職員に内容を見られることはありません。

(オ) もうしで しょめん か ひと しょくいん か か
申出のための書面を書けない人は、職員に代わりに書いてもらうことができます。

(カ) きみ もうしで せいせき ひやうか ふりえき とりあつか う
君が申出をしたことによって、成績の評価などにおいて不利益な取扱いを受けることは
ありません。

(キ) きみ きゆうさい もうしで ばあい きみ ぼごしや ひきうけにん つうち
君が救済の申出をした場合は、そのことを君の保護者や引受人などに通知します。

(ク) ほうむだいじん きみ もうしで しょり けっか しょうねんいん つう きみ つうち
法務大臣が君の申出を処理した結果については、この少年院を通じて君に通知されま
す。また、君の保護者や引受人などが結果の通知を希望しており、君がそれに同意する場合
には、君の保護者や引受人などに通知されます。

つうち じてん きみ しゅついでん ばあい きみ きみ ぼごしや ひきうけにん つうち
通知の時点で君が入院している場合には、君にも、君の保護者や引受人などにも通知さ

れません（ただし、別表にある申出である場合は、君には通知されます。）。

（ケ）さらに詳しいことについては、申出を行うときに貸し出される「作成要領」に書いてありますので、それを読んでください。

べっぴょう
別表

ばんごう 番号	もうしで 申出しようとする処遇の ないよう 内容	せつ 説 めい 明
1	しょせきとう ほんやくひょうふたん 書籍等の翻訳費用負担	じべん しょせきとう ほんやく ひょう ふたん 自弁の書籍等の翻訳の費用を負担させられた ことに対する苦情
2	ふきよかしんしょう ひきわた 不許可信書等の引渡し ふきよか しゅついでんご 不許可（出院後にのみ もうしでか 申出可）	はつじゅしん きんし さしと いちぶさくじょ まつしょう 発受信の禁止、差止め、一部削除、抹消をした ことにより少年院が保管している信書の全部 また いちぶ ふくせい しゅついでん さい ひ わた 又は一部、複製を出院の際に引き渡されなか ったことに対する苦情
3	めんかいとう つうやく ほんやくひょう 面会等の通訳・翻訳費用 ふたん 負担	がいこくご おこな めんかいまた でんわとう つうしん 外国語で行う面会又は電話等による通信の さい つうやくまた ほんやく ひょう ふたん 際に通訳又は翻訳の費用を負担させられたこ とに対する苦情
	しんしょう ほんやくひょうふたん 信書の翻訳費用負担	がいこくご しんしょう ほんやく ひょう ふたん 外国語の信書を翻訳する費用を負担させられ たことに対する苦情
4	はんそくこういかんれんぶつ こくこ 反則行為関連物の国庫 きぞく 帰属	ちようかい う はんそくこうい つか 懲戒を受けたときにあわせて反則行為に使っ たものを没収されたことに対する苦情
5	ゆうけいりよく こうし 有形力の行使	しよくいん ぼうこう たい くじょう 職員に暴行などをされたことに対する苦情
6	てじょう しょう 手錠の使用	てじょう つか たい くじょう 手錠を使われたことに対する苦情
7	ほごしつしゅうよう 保護室収容	ほごしつ い たい くじょう 保護室に入れられたことに対する苦情

イ しょうねんいん しゅついでん あと もうしで ばあい
少年院を出院した後に申出をする場合

（ア）しゅついでん あと べっぴょう しょうご たい くじょう ほうむだいじん たい しょめん きゅうさい
出院した後でも、別表の処遇に対する苦情があるときは、法務大臣に対し書面で、救済

もと もうしで
を求める申出をすることができます。

(イ) この申出をしようとする場合は、出 院 した日の翌日から数えて30日以内にしなければ
なりません。

(ウ) 天災その他やむを得ない理由があるときは、(イ)の決まりにかかわらず、その理由がな
くなった日の翌日から数えて1週間以内に限り、その申出をすることができます。

(エ) 君が受けた処遇についての申出は、君が自分でしなければなりません。

(オ) さらに詳しいことは職員に聞いてください。

(2) 監査官又は院長に対する苦情の申出

ア 監査官に対する苦情の申出

(ア) 君が、この少年院の中で受けた処遇について苦情があるときは、監査官に対し、口頭又
は書面により苦情の申出をすることができます。

※監査官とは、少年院を監督する法務省や矯正管区から少年院について調査をするため
に来る人です。

(イ) 監査官が来るときには、職員から知らせがありますので、申出をしたい場合は、希望が
あることだけを職員に申し出てください。このとき、申出の内容について話す必要はありません。

(ウ) 監査官に口頭で申出をする場合には、監査官が君に面接して話を聞きます。この少年院
の職員は立ち会いません。

(エ) 日本語での会話が難しい人は、職員による通訳を願い出ることができます。この場合、
通訳した職員は、他の職員に申出の内容を漏らしません。

(オ) 監査官に書面で申出をする場合、申出を書いた書面は、封筒に入れて、この少年院の
職員に内容を見られずに監査官に渡されます。監査官に渡すための封筒は、原則として
自分の封筒を使います(切手は不要です。)

(カ) 申出のための書面を書けない人は、職員に代わりに書いてもらうことができます。

(キ) 君が申出をしたことによって、成績の評価などにおいて不利益な取扱いを受けることはありません。

(ク) 君が苦情の申出をした場合は、そのことを君の保護者や引受人などに通知します。

(ケ) 監査官が君の申出を処理した結果については、この少年院を通じて君に通知されます。

また、君の保護者や引受人などが結果の通知を希望しており、君がそれに同意する場合は、君の保護者や引受人などに通知されます。ただし、君が出院した場合には、君にも、君の保護者や引受人などにも通知されません。

(コ) さらに詳しいことについては、書面の申出を行うときに貸し出される「作成要領」に書いてありますので、それを読んでください。

イ 院長に対する苦情の申出

(ア) 君が、この少年院の中で受けた処遇について苦情があるときは、院長に対し、口頭又は書面により苦情の申出をすることができます。

(イ) 申出をしようとする場合は、その希望があることだけを職員に申し出てください。

(ウ) 口頭による申出は、院長かその代理の職員が君と面接して話を聞きます。

(エ) 書面で申出をする場合、申出を書いた書面は、封筒に入れて、職員に内容を見られずに院長に届けられます。ただし、院長が不在のときには、その代理の職員が見る場合があります。

(オ) 申出のための書面を書けない人は、職員に代わりに書いてもらうことができます。

(カ) 君が、申出をしたことによって、成績の評価などで不利益な取扱いを受けることはありません。

(キ) 院長が君の申出を処理した結果については、院長かその代理の職員から君に説明されます。ただし、君が出院した場合には、説明されません。

(ク) さらに詳しいことについては、申出を行うときに貸し出される「作成要領」に書いてありますので、それを読んでください。

(3) 少年鑑別所の処遇に関する、法務大臣への救済の申出

ア 君が、退所した少年鑑別所の中で受けた処遇について、(1)の別表(反則行為関連物の国庫帰属は除きます。)に関する苦情があるときは、法務大臣に対し、「救済の申出」をすることができます。

イ 申出をしようとする場合は、その希望があることだけをあらかじめ職員に申し出てくだ
さい。

ウ 申出を書いた書面は、封筒に入れて、法務省に発送されます(発送には、原則として
自分の封筒と切手を使います。)。この少年院の職員に内容を見られることはありません
。

エ 申出のための書面を書けない人は、職員に代わりに書いてもらうことができます。

オ 君が申出をしたことによって、成績の評価などにおいて、不利益な取扱いを受けること
はありません。

カ 法務大臣が申出を処理した結果については、少年院を通じて、又は君の出院後の住所
に直接通知されますが、(1)の別表にある救済の申出である場合以外は、通知さ
れません。

キ さらに詳しいことについては、職員に聞いてください。

2 9 被害者の方等に関わる制度

あなたが少年院に入院することになった事件による被害者の方等から申出があった場合に、あなたの少年院での教育の状況などを通知したり、被害者の方等から被害に関する心情等を伺ってあなたに伝達したりする制度が設けられています。

(1) 被害者等に対する処遇状況等通知制度

通知する内容は次のとおりです。

なお、あなたの事件について実際に通知を希望する申出がなされているかどうかについては一切教えることができません。

【少年院から通知すること】

- ア 入院年月日
- イ 少年院の名前と場所
- ウ 教育予定期間
- エ 処遇の段階
- オ 個人別矯正教育目標
- カ 賞の状況
- キ 懲戒の状況
- ク 問題行動指導の状況及び被害者心情理解指導の状況
- ケ 仮退院の申出をしたことやその年月日、申出先の地方更生保護委員会の名前、場所と連絡先
- コ 出院した少年院の名前と場所
- サ 出院年月日とその事由（仮退院か退院かなど。出院年月日は出院後に知らせます。）

【地方更生保護委員会から通知すること】

- ア 仮退院審理の開始に関すること
- イ 仮退院審理の結果に関すること

【(保護観察となった場合) 保護観察所から通知すること】

ア 保護観察の開始に関すること

イ 保護観察中の状況に関すること (特別遵守事項の内容など)

ウ 保護観察の終了に関すること

(2) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害者の方等から、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、院内のあなたの生活や行動に関する意見を少年院の職員が伺います。また、被害者の方等の希望があれば、その内容をあなたに伝達します。

あなたに伝達する際には、あなたの保護者等に同席してもらうこともあります。あなたに伝達した際に、あなたが伝達された心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと、被害者の方等に伝えることを希望して述べたことについて、被害者の方等にお伝えすることもあります。

なお、あなたの事件の被害者の方等が、この制度の利用を申し出ているかどうかについては、質問されても答えることはできません。

し さ つ い い ん か い め ん せ つ
30 視察委員会による面接

し さ つ い い ん か い い ぎ
(1) 視察委員会の意義

み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん め い み ん か ん じ ん い い ん み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん し さ つ い い ん か い お
宮川医療少年院には、5名の民間人の委員からなる宮川医療少年院視察委員会が置かれて
い ます。この委員会は、み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん し さ つ み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん う ん え い か ん
意見を述べることをその役割としています。そのため、き み こ じ ん て き な や ふ ふ く た い お う
君の個人的な悩みや不服に対応するこ
と は、み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん し さ つ い い ん か い や く わ り み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん じ つ じ ょ う
宮川医療少年院視察委員会の役割ではありません。また、宮川医療少年院の実情を
は あ く い い ん か い し さ つ お こ な き み め ん せ つ
把握するため、委員会は視察を行 う ほか、君と面接をすることもあります。

い い ん か い た い め ん せ つ も う し で
(2) 委員会に対する面接の申出

い い ん か い い い ん め ん せ つ き ぼ う ひ と し ょ く い ん き ぼ う う む き さ い も う で
委員会の委員による面接を希望する人は、職 員 から希望の有無を聞かれた際に、申し出
て ください。し ょ て い よ う し わ た き さ い て い し ゅ つ も う で
所定の用紙を渡すので、記載して提出してください。ただし、申し出たからとい
っ て かな ら め ん せ つ か ぎ め ん せ つ き ぼ う ば あ い い い ん か い め ん せ つ
必ず面接できるとは限りません。また、面接を希望していない場合でも、委員会から面接
を 求め ら れ る こ と も あ り ま す。この面接は、め ん せ つ う こ と わ い い ん か い
受けたくなければ断 る ことができます。委員会
の 委員 と の 面接 は、い い ん め ん せ つ い い ん か い も と ば あ い の ぞ み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん し ょ く い ん た あ
委員会からの求めがある場合を除き、宮川医療少年院の職員は立ち会
い ません。

い い ん か い た い し ょ め ん て い し ゅ つ
(3) 委員会に対する書面の提出

- み や が わ い り よ う し ょ う ね ん い ん う ん え い か ん い い ん か い あ い け ん ま た て い あ ん き さ い し ょ め ん て い し ゅ つ
宮川医療少年院の運営に関して、委員会宛てに意見又は提案を記載した書面を提出 するこ
と ができます。
- ア し ょ め ん き よ う し し ぶ つ び ん し ょ う
書面は決まった用紙がありますが、私物の便せんを使用することもできます。
- イ し ょ め ん な い よ う し ょ く い ん み
書面の内容を職員が見ることはありません。
- ウ さ く せ い し ょ め ん い い ん か い か ん り て い あ ん ば こ き み と う か ん
作成した書面は、委員会が管理する「提案箱」に君が投函することになります。なお、
い い ん か い あ ゆ う ぞ う
委員会宛てに郵送することもできます。
- エ て い あ ん ば こ か ぎ い い ん か い か ん り し ょ め ん い い ん て い きて き か く に ん
「提案箱」の鍵は委員会が管理し、書面は委員が定期的に確認します。

3 1 国民年金

(1) 国民年金制度について

年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みで、20歳以上60歳未満の人は加入を義務付けられています。少年院在院中に20歳を越えた人も、保険料の支払いや、各種届出をする必要があります。その場合、各自で必要な手続を行うことになります。

ア 国民年金には、3種類あります。

(ア) 老齢基礎年金（老後のため）

(イ) 障害基礎年金（重い障害を負ったときのため）

(ウ) 遺族基礎年金（遺族の生計を支えるため）

イ 保険料を納めないまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざという時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、次の(2)の手続を行ってください。

(2) 保険料免除制度等について

ア 法定免除

障害年金を受けている場合や、生活保護を受けている場合など、届出をすることによって、保険料納付の免除を受けられます。

イ 申請免除

免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合があります。

通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、矯正施設の長による在所証明書等を添付して手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、矯正施設の所在地を管轄する年金

じ む し ょ う 　 め ん じ ょ し ん せ い し ょ 　 て い し ゅ つ
事務所等へ免除申請書を提出しなくてはなりません。

し ょ と く 　 き ゅ う り ょ う 　 し ゅ う に ゅ う 　 す く 　 り ゅ う 　 し ん せ い め ん じ ょ 　 て つ づ き 　 お こ な 　 ば あ い
所得（給料などの収入のこと）が少ないことを理由に申請免除の手続を行う場合は、
し く 　 ち ょ う そ ん 　 た い 　 ぜ い 　 し ん こ く 　 お こ な 　 ひ つ よ う 　 ぜ い 　 し ん こ く 　 お こ な
市区町村に対する税の申告が行われていることが必要ですが、税の申告が行われていな
い ば あ い 　 し ょ と く 　 も う し た て 　 て ん ぶ 　 し ん せ い め ん じ ょ 　 て つ づ き 　 か の う 　 し ょ と く
い場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続は可能です。また、所得が
ない ば あ い 　 し ょ と く 　 も う し た て し ょ 　 て ん ぶ 　 ひ つ よ う
い場合は所得の申立書の添付は必要ありません。

な お 　 ほ け ん り ょ う の う ふ 　 め ん じ ょ 　 し ょ う ね ん い ん 　 は い 　 み と
なお、保険料納付の免除は、少年院に入っているということだけでは認められません。

ウ し ん せ い め ん じ ょ 　 し ょ と く 　 お う 　 ほ け ん り ょ う 　 ぜ ん ぶ 　 し は ら 　 め ん じ ょ 　 ば あ い 　 ほ け ん り ょ う 　 い ち ぶ 　 め ん
申請免除には、所得に応じて保険料の全部の支払いが免除される場合と保険料の一部が免
じ ょ 　 ば あ い
除される場合があります。

エ い ち ぶ め ん じ ょ 　 ば あ い 　 の こ 　 ほ け ん り ょ う 　 し は ら 　 か ぎ 　 め ん じ ょ き か ん
一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、
ほ け ん り ょ う み の う き か ん 　 あ つ か 　 ち ゅ う い
保険料未納期間として扱われるので、注意してください。

オ し ん せ い め ん じ ょ 　 し ん さ 　 ほ ん に ん 　 は い ぐ う し ゃ お よ 　 せ た い め し 　 ぜ ん ね ん 　 し ょ と く 　 お こ な
申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。

カ じ ゃ く ね ん し ゃ の う ふ ゆ う よ
若年者納付猶予

せ た い め し ま た 　 は い ぐ う し ゃ 　 し ょ と く 　 き じ ゅ ん が く 　 こ 　 し ん せ い め ん じ ょ 　 う 　 さ い
世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるとときは申請免除が受けられませんが50歳
み ま ん 　 も の 　 せ た い め し 　 し ょ と く 　 ほ け ん り ょ う の う ふ 　 ゆ う よ 　 み と 　 ば あ い
未満の者については、世帯主の所得にかかわらず保険料納付の猶予が認められる場 合 が あ
り ます 　 ゆ う よ 　 し ん せ い て つ づ き 　 お よ 　 め ん じ ょ し ん せ い 　 て つ づ き 　 どう よ う
ります。猶予の申請手続については、ア及びイの免除申請の手続と同様です。

キ し ん せ い め ん じ ょ 　 の う ふ ゆ う よ 　 が つ 　 よ く 　 が つ 　 か 　 こ 　 ね ん ぶ ん 　 し ん せ い
申請免除と納付猶予は、7月から翌6月までですが、過去2年分までさかのぼって申請す
る こと が で き ます 。

ク し ん せ い め ん じ ょ 　 の う ふ ゆ う よ 　 し ん せ い 　 ま い ね ん ど お こ な 　 ひ つ よ う 　 ぜ ん が く め ん じ ょ 　 の う ふ ゆ う よ
申請免除と納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除と納付猶予
に 限 っ て は 　 か ぎ 　 つ づ き 　 ね ん ど い こ う 　 め ん じ ょ ま た 　 ゆ う よ 　 し ょ う に ん 　 き ぼ う 　 し ん せ い 　 と き 　 も う 　 で
に 限 っ て は 　 次 の 年 度 以 降 も 免 除 又 は 猶 予 の 承 認 を 希 望 す る こ と を 　 申 請 す る 時 に 申 し 出
る こと に よ っ て 　 つ づ き 　 ね ん ど い こ う 　 し ん せ い 　 し ょ う り ゃ く 　 ば あ い
る こと に よ っ て 　 次 の 年 度 以 降 の 申 請 を 省 略 で き る 場 合 が あ り ます 。

な お 　 よ く ね ん ど い こ う 　 め ん じ ょ ま た 　 ゆ う よ 　 し ん さ 　 ぜ い 　 し ん こ く 　 お こ な 　 ば あ い
なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、
ね ん き ん じ む し ょ う 　 し ょ と く 　 も う し た て し ょ 　 て い し ゅ つ 　 も と 　 じ ゅ う み ん と う ろ く 　 お こ な
年金事務所等から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われ
て い な い 場 合 は 　 ば あ い 　 ね ん き ん じ む し ょ う 　 ざ い し ょ し ょ う め い し ょ う 　 て い し ゅ つ 　 も と
て い な い 場 合 は 　 年 金 事 務 所 等 か ら 在 所 証 明 書 等 の 提 出 を 求 め ら れ ます 。

ケ め ん じ ょ ま た 　 ゆ う よ 　 う 　 き か ん 　 ほ け ん り ょ う 　 ね ん い な い 　 つ い の う
免除又は猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納することができます。

(3) その他^た

ほけんりょうのうふ ほけんりょうのうふ めんじょ ゆうよ
保険料納付や保険料納付の免除や猶予については、ほごしや かた そうだん ひつよう おう
保護者の方とよく相談して、必要に応じ
て、じぶん てつづき おこな
自分で手続を行 うようにしてください。ねんきん ふめい てん ばあい えつらんしりよう
年金について不明な点がある場合は、閲覧資料
そな
を備えているのでしよくいん もう で
職員に申し出ましょう。

3 2 選挙権の行使について

(1) 公職選挙法第9条の要件を備え、かつ、同法第11条等の規定に抵触しない者については、矯正施設において、不在者投票を実施することができます。

ただし、不在者投票を行うためには、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の選挙人名簿に登録されている必要があります。

(2) 投票用紙及び投票用封筒については、公職選挙法施行令第50条の規定により、選挙人が自ら、当該選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」という。）に対し交付を請求するほか、選挙人の依頼を受けた矯正施設の長又はその代理人が、当該選挙人に代わって、選管委員長に対し請求することができます（矯正施設の長に対して請求を依頼することができます。）。

(3) 宮川医療少年院が所在する地域において実施される選挙について公示又は告示があった場合には、当院において、一斉放送等によりその内容について周知等を行います。その他選挙について不在者投票の希望がある場合には自ら申し出る必要があります。

(4) 不在者投票の実施に当たっては、選挙管理委員会との調整等の事務手続を要することから、不在者投票の希望がある場合には、速やかに申し出てください。

ただし、申出のあった日時によっては、事務処理上の理由から不在者投票の実施が困難となる場合があります。

日課表(集團寮)

	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
7:30	起床・点呼・洗面・朝食・休憩						
8:00							
8:30	身辺整理・役割活動・休憩						
9:00	職業生活設計指導(基礎学力)					自主計画学習	
9:30	出寮準備 朝礼	出寮準備 問題行動指導	出寮準備 朝礼	出寮準備 朝礼	出寮準備 職業生活設計指導	教養VTR	補習教育指導
10:00	職業指導 教科指導	移動	職業指導 教科指導	特定生活指導 (中核プログラム等) 生活力向上講座	個別面接	補習教育指導	余暇時間
11:00		コーディネーション トレーニング等				図書交換	
		特定生活指導 (フォローアップ指導)				余暇	
		点呼・移動				補習教育指導	
	点呼・移動	身辺整理・休憩	点呼・移動	身辺整理・休憩	身辺整理・休憩	身辺整理・休憩	身辺整理・休憩
12:00	昼食						
	余暇時間(30分)						
13:00	出寮準備 移動・点呼	移動	移動・点呼	出寮準備 昼礼	補習教育	漢字計算テスト	入浴 身辺整理
14:00	運動	補習教育	寮別体育	職業指導 教科指導		個別面接	
	点呼・移動	移動	点呼・休憩・移動		寮別体育		
15:00	コグトレ等 特定生活指導	理髪 身辺整理	職業生活設計指導 (パソコン／キャリア アカウンセリング)				移動・点呼
		寮別体育	休憩				
16:00		点呼・移動	入浴 爪切り ひげそり	自主的活動 (環境美化)	入浴 爪切り ひげそり	余暇時間	
	休憩						
	身辺整理						
17:00	夕食						
	身辺整理・役割活動・休憩						
18:00	ホームルーム	入浴	コグトレ	成年社会参画指導 アサーション	入浴	日記指導	日記指導
19:00	身辺整理						
	情操の指導(ニュース視聴)						
20:00	日記指導					余暇時間	
	余暇時間						
21:00	就寝準備・点呼						

日課表(入院時)

	月	火	水	木	金	土	日
7:00 - 8:00	起床・点呼・洗面・朝食						
8:00 - 8:30	余暇時間						
8:30 - 9:10	読書指導						
9:10 - 9:20	点呼					余暇時間	入浴
9:20 - 10:10	集団行動訓練						
10:10 - 10:20	休憩						身辺整理
10:20 - 11:10	集団行動訓練 体育						余暇時間
10:50 - 11:00	休憩					課題準備等	
11:00 - 11:50	運動	入浴 爪切り ひげそり	運動	運動	入浴 爪切り ひげそり	課題作文	
11:50 - 12:00	休憩・身辺整理						
12:00 - 12:30	昼食						
12:30 - 13:00	余暇時間						
13:00 - 13:10	日課準備					学習準備等	
13:10 - 14:00	オリエンテーション					補習教育指導	
14:00 - 14:10	休憩						
14:10 - 15:00	オリエンテーション					余暇時間	
15:00 - 15:10	休憩						
15:10 - 16:00	補習教育指導				情緒的指導 (図書交換)		
16:10 - 16:20	休憩						
16:20 - 16:50	身辺整理						
16:50 - 17:30	夕食						
17:30 - 18:00	余暇時間						
18:00 - 18:50	日記指導						
18:50 - 19:00	休憩						
19:00 - 20:00	補習教育指導						
20:00 - 20:30	余暇時間						
20:30 - 20:50	身辺整理・就寝準備・点呼						

べってん さいいんしゃ たいよ いるい およ しんぐ
別添1 在院者に貸与する衣類及び寝具

ア 衣類

ひんめい 品名	すうりょう 数量	たいよ ほうほう し き 貸与の方法、時期
ながそでじょうい 長袖上衣		
しつないふくじょうい 室内服上衣	1	
しつない 室内ジャージ上衣	1	
ながそで 長袖ポロシャツ(式典等用)	1	
ながそで 長袖ポロシャツ(体育実習等用)	2	
トレーナー	1	とうき 冬季に貸与されます。
じっしゅうようふく じょうい 実習用服(上衣)	2	
はんそでじょうい 半袖上衣		
はんそで 半袖ポロシャツ(式典等用)	1	
はんそで 半袖ポロシャツ(体育実習等用)	2	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
いろ 色Tシャツ	3	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
カーディガン(フリース)	1	とうき 冬季に貸与されます。
ぼうかん 防寒チョッキ	1	とうき 冬季に貸与されます。
ズボン		
しつないふく かい 室内服下衣	1	
しつない 室内ジャージ下衣	1	
たいいく 体育ズボン	2	
はん 半ズボン		
ハーフパンツ	2	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
たいいく 体育ハーフパンツ	1	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
じっしゅうようふく かい 実習用服(下衣)	2	
ベルト	1	
パンツ	3	
とうきよう 冬季用インナー上衣	2	とうき 冬季に貸与されます。
はんそで 半袖シャツ(丸首シャツ)	3	
ランニングシャツ	3	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
とうきよう 冬季用インナー下衣	2	とうき 冬季に貸与されます。
なつくつした 夏靴下	3	せいかじ たいよ 盛夏時に貸与されます。
ふゆくつした 冬靴下	3	とうき 冬季に貸与されます。
か き よう 夏季用パジャマ(上下)	2	とうきよう か き よう こうかんじ き 冬季用・夏季用の交換時期については、しじ 指示されます。
とうきよう 冬季用パジャマ(上下)	1	とうきよう か き よう こうかんじ き 冬季用・夏季用の交換時期については、しじ 指示されます。
ぼうし 帽子	3	じっしゅうぼうし たいいく ぼうし せいぼう 実習帽子、体育帽子、制帽
ぼうかんに 防寒衣(ウインドブレーカー)	1	とうき 冬季に貸与されます。
ぼうかんに 防寒衣(ジャンパー)	1	とうき 冬季。農園芸科のみ。

イ ^{しんぐ}寝具

^{ひんめい} 品名	^{すうりょう} 数量	^{てきよう} 摘要
かけぶとん 掛布団	1	
しきぶとん 敷布団	1	
もうふ 毛布	3	
タオルケット	1	^{かき} 夏季に限り貸与する。 ^{かぎ} 貸与の ^{たいよ} 時期は ^{たいよ} 別途 ^{じき} 指示 ^{べつと} する。 ^{しじ}
まくら	1	
^{しきぶとん} 敷布団カバー(シーツ)	1	
^{かけぶとん} 掛布団カバー	1	
まくらカバー	1	

ざいいんしゃ たいよ また しきゅう にちようひん がくようひん た ぶつびん
 在院者に貸与し、又は支給する日用品、学用品その他の物品

ア 日用品

ひんめい 品名	すうりよう 数量	こうかん ほじゅうとう し き 交換、補充等の時期	たいよ 貸与	しきゅう 支給
ちり紙 ^{がみ}	1束 ^{たば} (700枚 ^{まい})	1か月 ^{げつ}	—	○
歯 ^は ブラシ	1	1か月 ^{げつ}	—	○
歯 ^は 磨 ^{みが} き	1	2か月 ^{げつ}	—	○
石けん ^{せっけん} (入浴 ^{にゅうよく} 用)	1	1か月 ^{げつ}	—	○
石けん ^{せっけん} 容器 ^{ようき}	1	—	○	—
リンスインシャンプー	ひつようりよう 必要量	にゅうよく つど 入浴の都度	—	○
タオル	3	—	○	—
タオル ^(にゅうよく)	1	—	○	—
タオル(ラップタオル)	1	—	○	—
ハンカチ(ハンドタオル)	3	—	○	—
肌用 ^{はだよう} クリーム	1	—	—	○
かみそり ^(でんき) (電気カミソリ)	1	—	○	—
しよつき 食器	ひつようりよう 必要量	—	○	—
コップ	1	—	○	—
ざ ぶとん ぼうさいよう か 座布団(防災用を兼ねる)	1	—	○	—
サンダル	くみ 1組	—	○	—
うんどうぐつ たいいくかんよう そと ば よう 運動靴(体育館用、外履き用)	くみ 2組	—	○	—

イ 学用品

いろえんぴつ あかいろ 色鉛筆(赤色)	1	1か月 ^{げつ}	○	—
ボールペン ^(くろいろ)	1	1か月 ^{げつ}	○	—
け 消しゴム	1	2か月 ^{げつ}	○	—
シャープペンシル ^(か しん ふく) (替え芯を含む)	1	えんぴつ たいよ 鉛筆が貸与されていない場 あ い かぎ 合に限る。	○	—
した じ 下敷き	1	—	○	—
ふで い 筆入れ	1	—	○	—
じようぎ 定規(15cm)	1	—	○	—
ノート ^(がくしゅうよう ざっきちよう にっき かだい したが) (学習用、雑記帳、日記、課題、下書き)	かく 各 1	1か月 ^{げつ}	○	—

ざいいんしゃ たいよ
 在院者に貸与することができる室内装飾品その他の少年院における日常生活に用いる物品及び支給すること
 しこうひん
 ができる嗜好品

ア 室内装飾品

ひんめい 品名	すうりょう 数量	たいよ 貸与の基準等
せい か 生花	たば 1束	ひつよう ば あい たいよ 必要な場合に貸与されます。
か びん 花瓶	1	
かんようしよくぶつ 観葉植物	1	
ぬいぐるみ	1	
しゃしん た 写真立て	1	げんそく ぜんいん たいよ 原則として全員に貸与されます。紙製のものです。
カレンダー	1	

イ 室内装飾品以外の少年院における日常生活に用いる物品

と けい 時計	1	ひつよう ば あい たいよ 必要な場合に貸与されます。
かがみ 鏡	1	しょう じ 使用時のみ貸与されます。
て さ 手提げバッグ	1	ぜんいん たいよ 全員に貸与されます。
かくしゅ きょうざい 各種教材	ひつようすう 必要数	よ か じ かんたい し ょう つうしんきょういく かんけい きょうざいおよ かくしゅうよう きょう 余暇時間帯に使用する通信教育 関係 教材及び学習用 教 材は、原則として貸与されます。
CDプレーヤーその他の音声再生機	1	ひつよう ば あい たいよ 必要な場合に貸与されます。
おんがく 音楽CDその他の音声記録媒体	ひつようすう 必要数	
DVDプレーヤーその他の映像再生機	1	
DVDその他の映像記録媒体	ひつようすう 必要数	
て ぶくろ 手袋	1	とう き ぼうかんよう たいよ 冬季のみ防寒用として貸与されます。時期は指示されます。

ウ 嗜好品

か し 菓子	ひつよう ば あい きゅうよ 必要な場合に給与されます。
あめ 類	
におりもの 氷物	
くだもの 類 果物類	
せいりょういんりよう た しこういんりよう 清涼 飲料その他の嗜好飲料	

別添2 在院者に自弁を許す衣類

使用したいとの申出をすれば、原則として使用を許す衣類について

ア 下着(材質については、洗濯機・ドラム式乾燥機使用可のものに限ります。)

品名	種類、形状または規格	使用可 のうすりょう 能数量	こうふぶつびんすりょうせ 交付物品数量制 いげん 限	こうふ か 交付可 のうすりょう 能数量	こうにゆうか 購入可 のうすりょう 能数量	さしい 差入れ	けいゆう 携帯	こうにゆう 購入
パンツ	単色、淡色、官給購入品と同等	3	1か月に3枚	1か月に3枚	—	—	○	●
ながそで 長袖シャツ	白、購入品と同等	2	1か月に2枚	1か月に2枚	—	—	○	●
はんそで 半袖シャツ	白、購入品と同等	3	1か月に3枚	1か月に3枚	—	—	○	●
ランニングシャツ	白、購入品と同等	3	1か月に3枚	1か月に3枚	—	—	○	●
ズボン	白、購入品と同等	2	1か月に2枚	1か月に2枚	—	—	○	●

イ 靴下

靴下	白、無地に限ります。ショート丈(足首から15センチメートル程度までの足首が隠れる長さのもの)。	3	1か月に3足	1か月に3足	—	○	○	●
----	---	---	--------	--------	---	---	---	---

在院者に自弁を許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品

ア 食料品及び飲料

品名	概要
べいはんるい 米飯類	以下の場合について必要があると認められる場合は、必要な量を摂取することについて検討して許可するか決めます。
パン類	(1) 矯正教育を当院の他の適当な場所で行う場合
めんるい 麺類	(2) 社会復帰支援を少年院の外の適当な場所で行う場合
そうざいるい 総菜類	(3) 外出又は外泊が許可された場合
せいりょういんりょうすい 清涼飲料水その 他の飲料	(4) 宿泊面会又は特別面会が許可された場合 (5) 近親者の葬式へ出席することや重態である近親者を訪問することが許可された場合 (6) 保護者等が、当院で実施する活動に参加する場合 (7) 外部の者の協力を得て、野外活動、運動競技その他の活動を実施する場合

イ 嗜好品

かし 菓子	(1) 以下の場合について必要があると認められる場合は、必要な量を摂取することについて検討して許可するか決めます。
あめ類	ア 矯正教育を当院の他の適当な場所で行う場合
こおりもの 氷物	イ 社会復帰支援を少年院の外の適当な場所で行う場合
ぐだものるい 果物類	ウ 外出又は外泊が許可された場合 エ 宿泊面会又は特別面会が許可された場合 オ 近親者の葬式へ出席することや重態である近親者を訪問することが許可された場合
せいりょういんりょうすい 清涼飲料水その 他の飲料	カ 保護者等が、当院で実施する活動に参加する場合 キ 外部の者の協力を得て、野外活動、運動競技その他の活動を実施する場合 (2) 面会(宿泊面会及び特別面会を除きます。)が許可された場合、面会に来た者が購入する少年院が指定するものに限り、摂取が許可されます。

ざいいんしゃ じべん ゆる
 在院者に自弁を許すことができる室内装飾品
 しつないそうしよくひん
 室内装飾品

ひんめい しゅるい 品名、種類	しゅるい けいじよう きかく 種類、形状または規格	しようか 使用可 のうすりよう 能数量	しようきじゆん 使用基準	こうふか 交付可 のうすりよう 能数量	こうにゆうか 購入可 のうすりよう 能数量	さしい 差入れ	けいゆう 携帯	こうにゆう 購入
せいしか 生花	げ 藤のな い 植物で花粉が多く発生しないも の です。観賞用切花に 限ります。花瓶に はい おお 入る大きさのものに 限ります。	1 束	ひつよう みと 必要と認められる場 あ い かぎ きよか 合に限り許可されま す。	1 束	1	-	■	●
かびん 花瓶	たか 高さ15cm 以内のもので、割れない材質の も のです。また本体部分が透明なもので、 しよじ 所持は、生花使用中に 限ります。	1		1	1	-	■	●
しゃしんた 写真立て	よこ 横20cm×縦15cm未満、金具がついて い ないもの。紙製の無地のものに 限ります。	1		1	1	-	■	●
ぬいぐるみ	せんたく 洗濯できるもので、底辺10cm以内、高さ 30cm以内のもので 限ります。	1		1	1	-	■	●
カレンダー	よこ 横20cm×縦15cm未満で、無地又は風 うけい はな どうぶつ かぎ かてい およ きんりん 景、花、動物に 限ります。家庭及び近隣 の風景、ペットの写真、業者等の名入りは のぞ 除きます。	1		1 部	—	○	-	-

ざいいんしゃ じべん ゆる
 在院者に自弁を許すことができる日用品、学用品その他の少年院における日常生活に用いる物品
 にちじようせいいかつ もち ぶつびん

ア タオル、歯ブラシその他の日用品
 た にちじようひん

ひんめい 品名	しゅるい けいじよう きかく 種類、形状または規格	しようか 使用可 のうすりよう 能数量	しようきじゆん 使用基準	こうふか 交付可 のうすりよう 能数量	こうにゆうか 購入可 のうすりよう 能数量	さしい 差入れ	けいゆう 携帯	こうにゆう 購入
タオル	たんしよく たんしよく かんきゆうこうにゆうひん どうとう 単色、淡色、官給購入品と同等	3		1 か月に3枚	まい	—	○	●
タオル(洗体用)		1		1 か月に1枚	まい	—	—	●
バスタオル	むじ はくしよく かぎ もじ はい 無地、白色に限る。文字が入っていない こと。購入品と同等	1		にゆういんちゆう まい 入院中に1枚		—	■	●
ハンカチ	たんしよく たんしよく かんきゆうこうにゆうひん どうとう 単色、淡色、官給購入品と同等	3		1 か月に3枚	まい	—	○	●
せっ 石けん	やくようせっ 薬用石けんについては医務課の指示 により許可されます。 せんがんよう せんがん 洗顔用は、洗顔フォームも使用できま す。	1 せんがんよう 洗顔用	つうじよう 通常用	1 か月に各1個	こ	—	■	●
せっ 石けん容器	たんしよく たんしよく かんきゆうこうにゆうひん どうとう 単色、淡色、官給購入品と同等	1		ざいいんちゆう こ 在院中に1個		—	○	●
シャンプー		1		1 か月に1本	ほん	—	■	●
リンス	こうにゆうひん どうとう 購入品と同等	1	きゆうせい 1級生のみ	1 か月に1本	ほん	—	■	●
くし	こうにゆうひん どうとう 購入品と同等	1	きゆうせい 1級生のみ	ざいいんちゆう ほん 在院中に1本		—	■	●
かみそり (電池式かみそり)	でんちしき もの かぎ 電池式の物に限る。	1		ざいいんちゆう こ 在院中に1個		—	■	●
でんち 電池 (アルカリ単3)	かみそり しょうじ かみそり使用時のみに 限る。	ひつようすう 必要数		—	—	—	■	●
は 歯ブラシ	こうにゆうひん どうとう 購入品と同等	1		1 か月に1本	ほん	—	○	●
はみが 歯磨き		1		1 か月に1本	ほん	—	■	●

は 歯ブラシケース		1		1か月に1本	—	■	●
うんどうぐつ たいいくかんよう 運動靴(体育館用)		2	うんどうじょうよう くべつ 運動場用と区別 して使用します。	ざいいんちゅう そく 在院中に2足	—	■	●
がみ ちり紙	まい 700枚。ソフトタイプ。	1		1か月に1包	—	■	●
クリーム類		1		1か月に1本	—	■	●
せいがんざい 制汗剤	しみ もの のぞ スプレー式の物を除く。	1		1か月に1本	—	■	●
けしょうすい 化粧水	ようき きんぞく しやう 容器にガラスや金属を使用していない もの。 しみ もの のぞ スプレー式の物を除く。	1		1か月に1本	—	■	●
めんぼう 綿棒	ぼうぶぶん かみせい めんぼうき のう 棒部分が紙製のものです。綿棒機能 のみで個包装されたものに限り ます。	1	しやう きゆうよひん 使用は、給与品 の使用時間に限 ります。	10本	—	○	○
サンダル		1		ざいいんちゅう そく 在院中に1足	—	■	●

イ 学用品その他の余暇に充てられるべき時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品

け 消しゴム	プラスチック消しゴム	1		1か月に1個		—	○	●
シャープペンシ ル	しんよう 0. 5mm芯用。	1		ざいいんちゅう 在院中 に1本	ざいいんちゅう 在院中 に1本	—	■	●
シャープペンシ ル か しん 替え芯	しん ふと 芯の太さは0. 5mmとする。 こうにゅうひん どうとう 購入品と同等	1	しょう 使用は、こうにゅう 購入した シャープペンシル に限り ます。	1か 月 に1本	1か 月 に1本	—	■	●
ボールペン	くろ こうにゅうひん どうとう 黒、購入品と同等	1		1か月に1本		—	○	●
けいこう 蛍光ペン	きいろ こうにゅうひん どうとう 黄色、購入品と同等	1		1か月に1本		—	○	●
ノート	B5サイズ。こうにゅうひん どうとう 購入品と同等。ただし、漢 字じれんしゅうどう 字練習等にしよう 使用するがくしゅうちやう 学習帳さし い は差入れ できます。ぜんし 全紙50枚い ないで、み 未使用 のし ものです。	1		1か月に1冊		—	○	●
したじ 下敷き		1		ざいいんちゅう 在院中に1個		—	■	●
じょうぎ 定規	アクリルせい 製15cm 直定規	1		ざいいんちゅう 在院中に1本		—	○	●
ふでい 筆入れ	こうにゅうひん どうとう 購入品と同等	1		ざいいんちゅう 在院中に1個		—	○	●
いためし 板目紙	いため ひょうし 板目表紙でA4サイズのものです。	40	そしょうしるいとう 訴訟書類等のせい 整理のためにしよう 使用 したいとのもうしで 申出が あり、ひつよう 必要な場合 にきよか 許可されます。 けいじよう 表と異なる形状、 きかくとう 規格等のものは こべつ 個別にけんどう 検討しま す。	-	-	○	○	●
とじびも	なが 長さ45cmい ないで、ふぞくぶつ 付属物のついてい ないのし です。	10本 い ない		-	-	○	○	●
インデックス	ちゅう 中サイズのものです。	100片 い ない		-	-	○	○	●
ふせん 付箋	3cm×8cmい ないのし です。	100片 い ない		-	-	○	○	●

ファイル	A4サイズで金属部品のついていないものに限りです。	1		-	-	○	○	●
各種教材	通信教育・学習用等で必要と認められた場合に限りです。	必要数	使用したいとの申出をした場合は、個別に検討します。			○	○	●
数珠	長さ35cm以内のものです(ブレスレット型を除きます)。金属製部品、ゴム製ひもを使用していないものに限りです。色は淡色、黒又は、茶色のものに限りです。ガラス、石など破損する材質のものは除きます。また香木製のものは除きます。	1		さいいんちゅう 在院中 に1本	—	○	—	—
ロザリオ	金属性のものやチェーンのついているものは除きます。	1				○	—	—

ウ 手袋、マスクその他の身体に装着する物品(衣類を除く)であって、在院者の健康状態その他の事情に照らし使用することが必要なもの

品名	種類、形状または規格	使用可能な数量	使用基準	交付可能な数量	購入可能な数量	差入れ	携帯	購入
てぶくろ 手袋	しろ かんきゅうこうにゅうひん どうとう 白、官給購入品同等。	1	とうき 冬季において、し よう 用したいとの申出を すれば、げんそくとして きよか 許可されます。	1か月に1双		—	—	●
マスク	しろいろ かぎ 白色に限ります。	1	いりようじょう しじ 医療上の指示が ある場合に限り許 か 可されます。	-	-	○	■	●
つか す 使い捨てカイロ	は 貼るものはふ 可。こうにゅうひんどうとう 購入品同等。	1	とうき 冬季において、ざいいんしや 冬季に、在院者が しよう むね もうしで ら使用したい旨の申出が あれば、げんそく ゆる す。	1か月に30個		-	■	●
がいしゅつがいはいくまた きん 外出・外泊又は近 しんしゅ そうしき しゅつ 親者の葬式への出 せき どう さい しよう 席等の際に使用す る衣類その他の物 びん ぶつ 品	ひつよう つど べつと しじ 必要の都度、別途指示する形状又は規格、数量の物品を使用させるものとする。							
いんし 印紙		ひつよう 必要数	てつづじようひつよう みと 手続上、必要と認 められる場合は使 うかのう 用可能。	—	—	○	○	●
いんかん 印鑑		1	てつづじようひつよう みと 手続上、必要と認 められる場合は使 うかのう 用可能。	—	—	○	○	—
かつら	くろいろ 黒色のみです。	1	がいしゅつ がいはいくじ 外出、外泊時など、 しようかのう 使用可能。	—	—	○	○	—

(注)
 購入: ●～購入は指定業者からのものに限定。
 携帯: ■～少年鑑別所及び移送元施設において指定業者から購入した物品に限定。

さいいんしゃ げんそく じべん しょう ぶつびん
在院者に原則として自弁のものを使用させる物品

ひんめい 品名	しゅるい けいじよう きかく 種類、形状または規格	しょう か 使用可 のうすりよう 能数量	しょう きじゆん 使用基準	こうふ か 交付可 のうすりよう 能数量	こうにゆうか 購入可 のうすりよう 能数量	さしい 差入れ	けいゆう 携帯	こうにゆう 購入
めがね 眼鏡	げんそく いろつ ふう か 原則として、色付きレンズは不可で す。また、高価なものや華美なもの ふ か 不可となります。ケース・フロスを含 む。	1	いりようしょうよか 医療上許可されて いる場合、使用 したいとの申出を もうして げんそく すれば、原則として きよか 許可されます。	ざいいんきかん とお 在院期間を通 し、原則1		○	○	●
ぎ し 義歯		ひつようりよう 必要量		ざいいんきかん とお 在院期間を通 し、原則1		○	○	●
ほちようき でんち 補聴器(電池を 含む)		ひつようりよう 必要量		ざいいんきかん とお 在院期間を通 し、原則1		○	○	●
ぎ し あんていざい 義歯安定剤	さしい 差入れによる場合は未使用のものに かぎ 限ります。	ひつようりよう 必要量		1か ^{げつ} 月 ^{ほん} に1本		○	■	●
ぎ し せんじようざい 義歯洗浄剤	さしい 差入れによる場合は未使用のものに かぎ 限ります。	ひつようりよう 必要量		1か ^{げつ} 月 ^{ほん} に1本		○	■	●
コルセット、サ ポーター		ひつようりよう 必要量		ざいいんきかん とお 在院期間を通 し、使用部位に たい げんそく 対し原則1		○	○	●
た ほせいき その他の補正器 具	いりようしょうよか ぶつびん けいじよう 医療上 許可された物品であり、形状 また きかく すりよう 又は規格、数量について指示された ものを使用できます。			—		○	○	●
ふうとう 封筒	ていけい む じ たんしよく いちじゆう かぎ 定形、無地、単色。一重のものに限り ます。	20枚 ^{まい}	ひつよう 必要があればエア メールも可 ^か です。	20枚 ^{まい}		○	○	●
びん 便せん	がた たんしよく む じ けいせん い か ノート型、単色、無地(罫線入りは可) かぎ のものに限ります。	1冊		1冊 ^{さつ}	1冊 ^{さつ}	○	○	●
かきとめふうとう 書留封筒		ひつようすう 必要数		—		○	○	●
きって 切手		ひつようすう 必要数	—	—		○	○	●
はがき		ひつようすう 必要数	ねんが しょうちゆうみま 年賀、暑中見舞い とう きせつ 等、季節のあいさ しょう つに使用します。	—		○	○	●
ゆうびんしょかん 郵便書簡		ひつようすう 必要数		—		○	○	●
いんし 印紙		ひつようすう 必要数	てつづきじよう ひつよう みと 手続上、必要と認 められる場合は使 う かのう 用可能。	—	—	○	○	●
いんかん 印鑑		1	てつづきじよう ひつよう みと 手続上、必要と認 められる場合は使 う かのう 用可能。	—	—	○	○	—
かつら	くろいろ 黒色のみです。	1	がいしゆつ がいはくじ 外出、外泊時な しょうかのう ど、使用可能。	—	—	○	○	—

(注)

こうにゆう
購入: ●～購入は指定業者からのものに限る。

けいゆう
携帯: ■～少年鑑別所及び移送元施設において指定業者から購入した物品に限る。